

農林金融

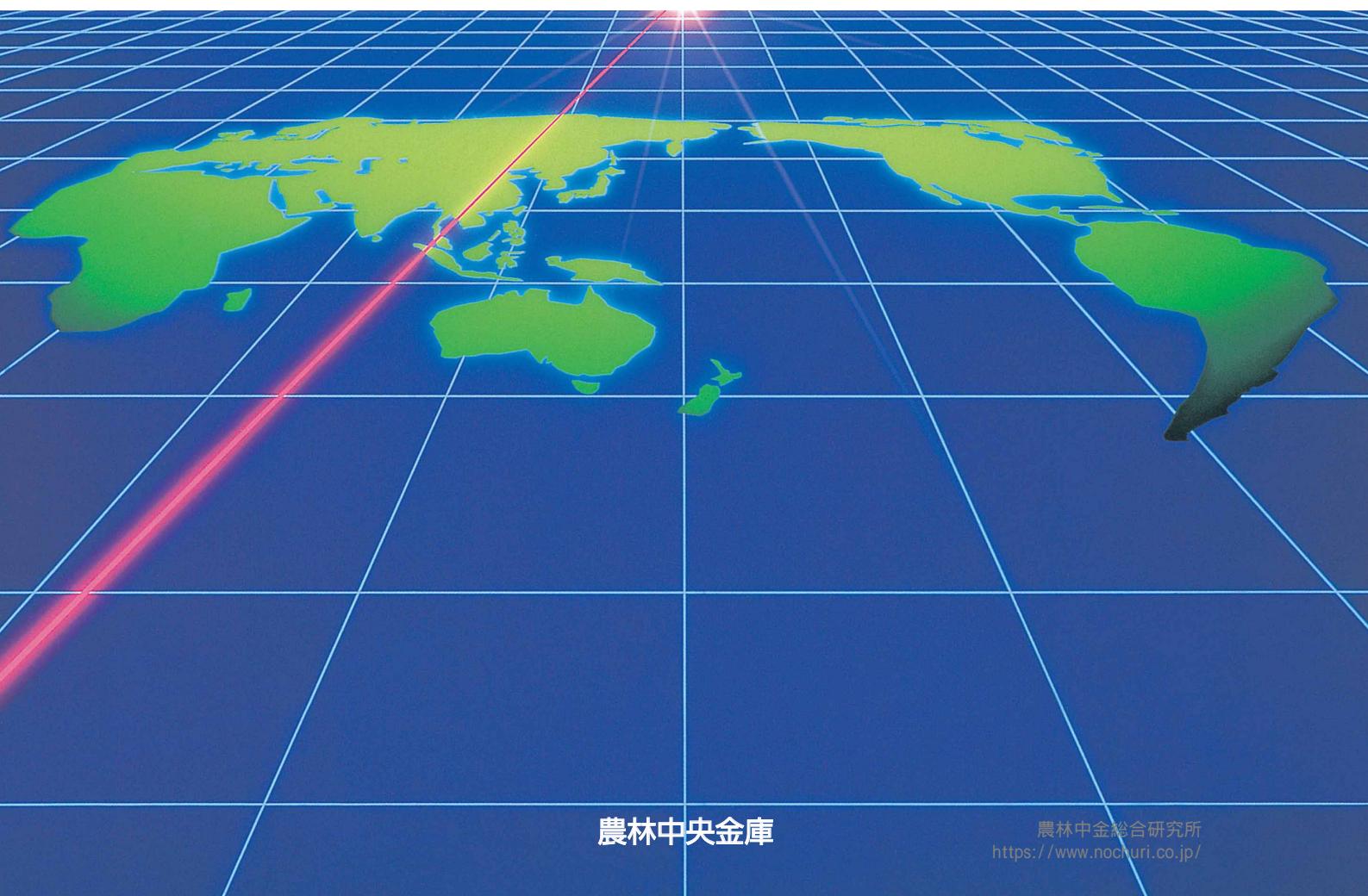
THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2026 **2** FEBRUARY

協同組合をより深く理解するために

- 協同組合のアイデンティティに関する声明についての一考察
- 学際的研究の進展と協同組合理解に向けた課題



2025国際協同組合年を振り返って

昨年2025年は2度目の国際協同組合年（IYC2025）であった。筆者が参加した範囲に限られるが、IYC2025を振り返ってみたい。

1つは書籍の刊行で、24年12月にはJCAに設置された協同組合法制度研究会の成果をまとめた書籍『協同組合法制の課題と新しい協同組合－協同組合法制度に関する提言』（13名による共著）が刊行された。同書は当初から国際協同組合年を意図していたものではなかったが、折よくこのタイミングでの刊行となった。25年2月には、日本協同組合学会の杉本貴志会長・北川太一前会長（いずれも当時）を監修者とする『図解 知識ゼロからの協同組合入門』が刊行され、筆者も一部を担当した。この本は、農協、生協のようなタイプごとに説明するのではなく、「環境問題と協同組合」というように、トピックスから協同組合を説明するスタイルをとっている。

2つめは、5月に当社主催のイベントとして「農中総研フォーラム 協同組織金融機関にとってのESG地域金融とは」（2025国際協同組合年後援事業）を開催したことである。協同組合原則の1つである協同組合間協同を意識して、日頃から交流のある信金中央金庫 地域・中小企業研究所の協力を仰ぎ、JAグループと信用金庫業界による地域の環境・社会・ガバナンスに関する課題の解決に向けた取組みについて発信した。

3つめは、協同組合を周知するイベントへの参加である。7月に2025国際協同組合年全国実行委員会の主催により、協同組合フェスティバルが開催された。例年は国際協同組合デーに協同組合関係者のイベントとして開催されているものが、25年は誰もが参加できるフェスティバルとして開催された。様々な協同組合関連組織がブースを出展したが、日本協同組合学会から賛助会員団体宛てに共同出展の依頼があり、当社も他の研究所等とともに参加した。研究所という性格からこうしたイベントに出展した経験はなく、農産物を販売したり子どもが楽しめたりするブースが多いなか、学会や研究所のブースに立ち寄る人はいるのだろうかと懸念していた。しかし、想定以上に足を止めてくれる人がおり、何より会場に多くの人が詰めかけていたことに驚いた。

4つめは、国際シンポジウムへの参加である。10月に大阪でIYC2025 Osaka Symposiumが開催された。シンポジウムのテーマは「持続可能な未来に資する東洋と西洋の協同組合モデルを探求する」であり、12か国から100名以上が参加した。共催団体である日本協同組合学会は、日本の研究者が国際的な会議において情報発信することを促進しようしており、このシンポジウムも英語を使用言語として行われた。筆者自身は農協の金融包摶について報告をしたのだが、酪農協について東洋と西洋比較プロジェクトが進行していること、南米などを中心に受刑者が組成する協同組合があることを知るなど、新たな知見を得ることができた。

筆者の個人的な感想にすぎないが、初回の国際協同組合年に比べると、様々な協同組合が連携して外に開いていく形でイベントなどが行われることが多かったように思う。個人としては、これまで取り組んでいなかったことに新たにチャレンジするきっかけを国際協同組合年がつくってくれた。多くの協同組合関係者が言うように、国際協同組合年はゴールではなくスタートであり、一過性のイベントとして終わらせてはいけない。

国連では25年12月に10年後を再び協同組合年とすることを決議している。この号では、明田論文、小野澤論文がともに協同組合を取りあげているが、次の国際協同組合年を迎えるまでの間、当社においても着実に協同組合研究を進めていくことが重要だと改めて感じている。

（株）農林中金総合研究所 常務取締役 重頭ユカリ・しげとう ゆかり）

今月のテーマ

協同組合をより深く理解するために

今月の窓

2025国際協同組合年を振り返って

(株) 農林中金総合研究所 常務取締役 重頭ユカリ

協同組合のアイデンティティに関する 声明についての一考察

明田 作 —— 2

学際的研究の進展と協同組合理解に向けた課題

小野澤康晴 —— 19

情勢

2025年農林業センサスにみる農業構造
—コロナ禍・ウクライナ危機の影響も—

内田多喜生 —— 38

談話室

今回の国際協同組合年を振り返って

一般社団法人 日本農福連携協会 会長理事

皆川芳嗣 —— 48

本棚

門井慶喜 著
『札幌誕生』

仲地宗俊 著
『現代 沖縄農業論：持続可能な農業の構築に向けて』

小畠秀樹 —— 50

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

協同組合のアイデンティティに関する 声明についての一考察

客員研究員 明田 作

(要　　旨)

ICAでは、30年ぶりに「協同組合のアイデンティティ声明」(95年声明)の見直しに向けた議論が進められている。

現在、第2次改訂案に対する意見をもとに次の改訂案に向けた作業が進行中であるが、改訂案を見ても改訂を迫るほどの環境変化があったとは思えない。

改訂にあたっては、その前提として、現在の声明が世界中の協同組合においてどのような形で受け止められ実践されてきたのか、その後の環境変化のなかで耐え得ないものとなったのか、といった点についての検証が不可欠である。

当然ながら改訂しないといった選択肢もあるが、改訂の是非そのものより重要なのは、協同組合が存在する理由は組合員にあり、組合員自身がどういう価値観を共有し、どのように実践してきたのかといったことについての議論と検証である。

目 次

はじめに

- 1 協同組合の定義
- 2 協同組合の価値観
- 3 協同組合の原則

4 価値観と原則との関係

- 5 協同組合原則に関する別の視点

おわりに

はじめに

協同組合原則は、1895年に設立された国際協同組合同盟（ICA）が1921年にいわゆるロッヂデール原則を定式化したことに始まり、その後37年、66年のICA大会で改訂され、現在のそれは95年のICA大会で改訂されたものである（その間にも若干の字句修正は行われている）。このように環境の変化を踏まえ約30年ごとに見直しが行われてきている（注1）。それは、環境変化に対応するために、原則をどのように解釈し、適用するかが模索されてきたからにはかならない。95年声明の立案の中心を担ったマクファーソンは、30年ごとに運動内で再交渉できる可能性が開かれているように思われる（MacPherson [2012a]）としているが、現在、ICA設立125周年を記念した第31回ソウル大会（2021年）で、「協同組合のアイデンティティ」に関する世界的協議が提起されたことを受け、原則見直しの議論が進んでおり、第2次の改訂案が示されている段階（意見募集は昨年11月末日に締め切られた）にある。

95年の原則改訂からすでに30年が経過するが、その後の協同組合をめぐる環境変化等を踏まえるにしても、現行の原則（特定の原則に言及しない場合、文脈によっては協同組合の定義、価値、および原則を含んだものとして「原則」という表現を用いている）の改訂は果たして必要なのか、仮に改訂が必要だとしても、現在提示されてい

る改訂案は普遍的に妥当かといった点では疑問が残る。

今後の議論の方向性としては、改訂をせず95年の原則を維持するという選択肢も残されているが、本稿の目的は、遅ればせながら、改訂案のもつ問題点等を批判的に検証し、今後の原則改訂の議論とあわせ、これを機にそれぞれの協同組合および組合員が自らの協同組合を見つめ直すための一助にしようとするものである。

なお、筆者自身の考え方や提案らしきものを含んでいるが、具体的な修正提案を用意したものではないことをあらかじめお断りしておきたい。

（注1）ロッヂデール原則の歴史・議論・意義等に関しては、Macgillivray (1992), Fairbairn (1994) を参照のこと。

1 協同組合の定義

協同組合とは何かを明らかにすることは、協同組合という組織体に関する立法の根拠ないしは基礎を提供するものであるため、極めて重要である。今日のような簡明な定義の有無にかかわらず、協同組合という組織に関する立法にあたっては、協同組合が有する他の企業体とは異なる特質を明らかにすることが不可欠である。ちなみに、わが国の戦後の協同組合に関する立法は、1937年または66年のICAの原則が前提となっており、その後の原則改訂が反映されたものとなっていない。

ところで、ICAの95年声明では、協同組

合を次のように定義した。

「協同組合とは、共同で所有する民主的に管理された企業（enterprise）を通じて、共通の経済的、社会的、文化的ニーズと願望を満たすために自発的に団結した人々の自律的な団体（association）である」

これに先立ち、国際労働機関（ILO）は、発展途上国の経済・社会開発における協同組合の役割という文脈のもとであるが、66年の決議（R127）のなかで、協同組合を次のように定義している（注2）。

「協同組合とは民主的に管理された組織（organisation）の形成を通じ共通する目的を達成するために、必要な資本を公平に拠出し、メンバーが積極的に参加する事業（undertaking）のリスクと便益を公正に受け入れた人々が自発的に結集した団体（association）である」

ICAの95年声明では、組合員の「共通の目的」として、経済的な目的に加え社会的、文化的な目的（ニーズと願望）を明示する一方、協同組合の最も特徴的な特質である民主的な管理を除いては、資本への公平な拠出、メンバーが事業に積極的に参加しそのリスクと便益を公正に享受する点は原則に関連するものとして整理されている。しかし、事業のリスクと便益の公正な享受という側面は、ILOの定義に比べると少しあいまいになっている。

なお、95年声明では、協同組合の定義に社会的、文化的な目的を追加したが、協同組合の種類を問わずにこれらが直接の目的となるわけではない点には、留意が必要で

ある。これは後述する「コミュニティへの関与」の原則の解釈にも密接に関連する問題であるが、もっぱら組合員以外の者に対してサービスを提供する団体は、協同組合とは呼べないからである。

今般の見直し議論では、協同組合の定義に関する修正提案はないが、95年声明における定義は、協同組合がアソシエーションであると同時に企業（enterprise）という、二重の組織的性格を帯びていることを明らかにしている。そしてこの組織の二重性は、協同組合のアイデンティティの基礎を作っているものであり、そのどちらに重きを置くかによって価値観や原則をどのように整理、解釈するかという問題に影響を及ぼしている。

（注2） ILOの定義は、その後2022年の勧告決議（R193）によってICAの定義に置き換わっている。

2 協同組合の価値観

1970年代後半から95年までは、協同組合の存在意義と価値観をめぐる議論・論争であった。それは、小売・流通革命のなかでのヨーロッパ主要諸国における消費生活協同組合の経営破綻や株式会社への転換、発展途上国における開発のための政策遂行手段化とその後の国際機関による構造調整政策による自由化の波のなかでの混乱、冷戦下のイデオロギーの対立のもとでの協同組合の理念の対立とソ連邦崩壊後の社会主义諸国の独立・民主化のなかでの混乱、さらには新たな種類の協同組合の誕生・発展と

いった協同組合運動をめぐる大きな環境変化のなかで、協同組合とはいっていい何なのか、という本質的な問い合わせに対する答えが求められていたからであった。

紙幅の都合からこの価値（觀）論争について跡付けることは省略する（注3）が、95年声明では、協同組合の価値観については、次のように整理している。

「協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公平、連帯という価値観に根ざしている。創設者の伝統に則り、協同組合の組合員は、誠実性、オープン性、社会的責任および他者への思いやりといった倫理的価値観を信条としている」

このように現行の価値観に関する文章は、いわば協同組合という組織の基本的な価値観（第1パラグラフ）と倫理的な価値観（第2パラグラフ）の2つからなっているが、今回の原則改訂の第2次案では、この価値を3つの文章に分けると同時に、英文の文法的な問題からの一部修正が提案されている。

第1パラグラフ

まず、第1文の「基づいて（based on）」という表現を「founded on」という表現に改め、協同組合がこれら価値観に基づいて設立されているというより強い表現にしている。しかし、価値観は、オープンエンドな性格のもので（MacPherson [2012a]）、組合員が設立するに際して共有する価値観は、協同組合の種類によってもまちまちであり、どの価値観に重きを置くかというの

も異なるのであって、現行の表現を維持するのが適切であろう。

次に、「自助（self-help）」を「相互自助（mutual self-help）」という概念に、「自己責任（self-responsibility）」を「自己責任（personal responsibility）」という表現に置き換えることが提案されている。

“Self-help”という概念は、すべての人が自分の運命をコントロールしようと努力するし努力すべきだという信念（Watkins [1986], MacPherson [1996]）、すなわち人間の尊厳を重視する思想にほかならない。協同組合は、相互自助の組織だとよくいわれるが、手段的な意味合いのある“mutual”という概念を付け加えることによって、人間の本質に潜む自助の概念をあいまいにしかねない。また、この“self-help”という概念は、最後に掲げられている“solidarity（連帯）”という概念と対で理解される必要がある。「連帯」とは、単に同情心やシンパシーといったことを超えて共通の目標に向かって共に行動するという概念を含むものであり、協同組合の標語としてよく使用される「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉は、そのことを適切に言い表している。

この連帯は、協同組合思想の核心である2つの基本的概念の「自助と互助（mutual help）」の原因であると同時に結果である（MacPherson [1994]）といわれるが、「互助」はいわば手段的な概念として定義に組み込まれているので、“self-help”という表現は現行を維持すべきである。

また、“self-responsibility”という言葉を“personal responsibility”という表現に改める提案があるが、すでに定着した言葉であり、あまり使われない表現という理由で改める意義は乏しく、言葉を変えるとニュアンスも少し異なるように感じられる。したがって、現行の表現を維持するのが適切であろう。

第2パラグラフ

現行の第2パラグラフは、協同組合の組合員が信条としている倫理的な価値観を掲げるが、改訂案では、文法的な観点から一部修正し、さらに第3のパラグラフを追加する提案がなされている。

まず、現行の “In the tradition of their founders” から始まるパラグラフについては、文法的におかしいという指摘から、主語を彼ら (founders) にし、彼らが倫理的価値観を抱いている (embrace) 旨の表現に修正しようとしている。わが国の訳では、「その創始者たちの伝統を受け継いで」(日本協同組合学会訳)などと訳されている部分であるが、協同組合運動の創設者たちの思想を思い起こすと同時に彼らの精神を受け継いでいるという視点から第2パラグラフはその構文を維持すべきである。仮に、文法的に誤りであるというのであれば、むしろ “In the tradition of” を “In accordance with the tradition of” とすれば済む話ではないだろうか。

さらに、「透明性 (transparency)」と「説明責任 (accountability)」を価値観の項

目に追加しているが、これは価値観というよりむしろ民主主義が成立するための前提条件というべき性格なのであり、追加するのであればむしろ原則の個所であろう。

次に、価値観の第3パラグラフとして “Stewards for future generations, they practise social and environmental responsibility” を追加する案であるが、“Stewards” という言葉は、役割 (Role) に関する概念であり、価値観という全体の文脈に置くべきではないように考える。

(注3) 価値観論争の経緯等の概要については、MacPherson [1996] [2004] [2012a]などを参照のこと。

3 協同組合の原則

95年声明における協同組合原則は、7つの原則によって構成されており、95年の原則改訂は、原則を協同組合の価値観の文脈に置き (MacPherson [1992] [2012a])、「協同組合原則は協同組合の価値観を実践するための指針である (The cooperative principles are guidelines by which cooperatives put their values into practice.)」と、あくまでも原則をガイドラインとして位置付けた。価値観と原則との関係については、後述するが、現行の原則には、性格の異なるものが含まれている。価値観がそうであるように、協同組合の種類やその目的、それに規模の大小によつても原則の解釈や適用の方法などについては違いが存在している (Novkovic [2006],

Szabó [2007], Oczkowski et al. [2013], Waring et al. [2022])。

今般の改訂2次案では、「7つの原則は協同組合の価値を実践するに際して協同組合を導く(Seven principles guide cooperatives in putting these values into practice.)」と、原則の規範性を高めることを意識した表現に改めようとしているが、果たして適切だといえるのであろうか。これは、柔軟であるべき原則そのものを明確化する代わりに、現在の慣行(practice)を原則の水準(level of principle)まで持ち上げようとしてきたというレイドローが指摘した危険性(Laidlaw [1980] p.33)に陥ることはないのであろうか。

価値と原則との関係や原則に関する問題点については、後にまとめて整理するとして、ここではまず、改訂2次案の内容に触れつつ各原則についての論点を整理しよう。

第1原則：自主的で開かれた組合員制

社会的な価値観の変化に応じて差別の項目を追加しなければならなくなる問題を避けるために、現行の「性、社会、人種、政治的、宗教的な差別なし」という表現を「あらゆる種類の差別なし」という表現に改める提案がなされている。しかし、例示的に差別の原因を掲げることは、今日でもなお有効であるように思われる。

第2原則：組合員による民主的管理

現行は、民主的管理の前提として組合員

は協同組合の政策立案と意思決定に積極的に参加することとしているが、大規模な協同組合にあってはメンバーが役員を選定する以外に積極的に参加していない現状を踏まえ、議決権(投票権)と発言権が普遍的な要素であるとして、積極的に参加するという表現を削る提案が行われている。また、組合員が平等な議決権についての第3パラグラフを第1次段階の協同組合とそれ以上の段階の協同組合のパラグラフの2つに分ける提案が行われている。

最後の提案は読みやすさのためのようであるが、むしろ現行の1人1票について、かつて書いているのはそれ以外の方法もあることを意識しているようにも解釈できるし、現に第1次の協同組合のなかにも単純な1人1票制によらないものも少なくない。したがって、組合員の運営への積極的参加を削るよりも、90年代以降普及したマルチステークホルダー型の社会的協同組合やグローバル市場で競争している大規模農業協同組合等をも包摂するよう、出資(株式)の数による議決権等の付与以外の柔軟な民主的手法を包含できるような表現にする方がよいのではないかと思われる。

また、グローバルな市場志向型の事業を展開している大規模農業協同組合等にあっては、持株組織のような協同組合も見られるなど、規模の違いや協同組合の種類によってはガバナンスに大きな違いが見られる。かかる現状を踏まえれば、株式会社等との本質的な違いを鮮明にする議論が必要であろう。なお、大規模協同組合にあっては組

合員の運営への積極的参加が行われない実態があるにせよ、積極的参加の意義は失われていないはずである。

民主主義は、物事を決定するための特定の方法を意味するものではない。実態を反映するというのであれば、上述の議決権の問題も同じであるが、これは「原則」というものの性格をどのようにとらえるかという基本的な問題に帰着する課題である。そして、これは“guideline”を“guide”に変更する・しないといった問題を超えて議論すべき課題ではないかと思われる。

第3原則：組合員の経済的参加

現行の原則は、組合員の経済的参加は、資本の構築に関する限定的な記述になっており、経済的参加に関して協同組合の提供するサービスを利用するということを盛り込むべきではないかという議論があったようである。しかし、労働者協同組合の場合には組合員がサービスを利用するという関係にはないことなどもあり、原則は普遍的に広く適用可能なものであるべきとの考え方から事業利用への参加には言及されていない。事業利用義務等についてはメンバーとしての権利と義務を引き受ける人々に対して協同組合の門戸が開かれているという第1原則のなかで解釈することができる（その限りでは資本の構築に関しても同様に解釈可能）からかも知れないが、経済的参加を資本の問題だけにとどめる根拠が不明である。この点で、前述のILOの66年における定義にある「事業のリスクと便益を公正に受

け入れる」という表現が包括的で適切であるように思われる。

なお、それよりも第3原則で重要な問題は、出資義務に関するものであろう。原則自体が歴史的にロッヂデール原則を引き継いでいるためであるが、非出資の協同組合も少なくないように、協同組合にあっては、出資は、理論的にも実際的にも組合員となるための前提条件ではない。まして、組合員となるために最低1口の出資を引き受ける義務があるといったところで、金額によってはそれは形式的な問題でしかない。また、協同組合の種類によっては出資が重要性をもたないものがある一方、資本調達が重要な問題である協同組合もある。協同組合が企業体である以上、組合員に効果的なサービス等を提供するためには、一般的には資本の増強は必要であるので、組合員は、資本の充実に公平に参加する旨の表現にするか、上述のILOの定義にある表現を採用する方がよいように思われる。

また、不分割積立に関する記述は、剰余金処分に際しては、「協同組合の将来のニーズを満たすために準備金を確保する (setting aside reserves to meet the cooperative's future needs)」としているが、現行の協同組合の発展のために剰余金を充当することと何が異なるかが不明瞭であるうえ、不分割積立金という表現を削ることは、「価値観」の一部として提案している「将来世代のためのスチュワード (Stewards for future generations)」ということとも整合性がとれない。

提案理由として、現行第3原則は、修飾語が多く冗長で弱すぎるという理由のようであるが、改訂案による定式化の方が冗長で理解しにくく感じられる。

なお、不分割積立金に関連するものであるが、剰余金処分のあり方に関しては、66年原則の第4原則に含まれていた「あるメンバーが他のメンバーを犠牲にして利益を得ることを避けるような方法で分配されるべき」という表現を採用することがより適切なように思われる。なぜならば、組合員に分配すべきではない剰余金（例えば、組合員以外の者との取引に起因した剰余金など）が存在するからである。

第4原則：自治と自立

“Autonomous, self-help organisations”を“independent organizations”に改めるなど英語の文章を改善する提案がされているが、むしろ全体として現在の自治と自立の考え方を弱めるような改正のように思われる。

第5原則：教育、研修および広報

この原則は、組織内部の教育・訓練と協同組合の性質や利点に関し若者や外部の識者等に伝えるという2つのパラグラフから構成されている。

タイトルの「Education, Training and Public Promotion」を「Education, Training and Information」の変更する案が示されている。これは、2段目のパラグラフが、ややもすればおろそかになっている、という

理由のようである。しかし、このパラグラフは、“the general public”的 “general” を不必要的修飾だとして削るだけであり、日本語的には変更する必要性は感じられない。

第1パラグラフは、組合員、役員、マネージャーが協同組合への関与 (engagement) を強め、かつ、彼らが協同組合の成功とその民主的運営 (democratic life) にフルに貢献できるよう教育・訓練すると、現行の「協同組合の発展に貢献する」というよりも強い表現をしている。これは、民主的管理の第2原則のところで、積極的な運営への参加を議決権と意見表明という権利だけに歪曲化するような提案とどのように整合するのか疑問である。

第6原則：協同組合間協同

現行の第6原則では、「協同組合は、地域的、全国的、広域的かつ国際的な組織を通じて協力することによって、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する」と定式化されている。これに対し、改訂案は、「協同組合は、他の協同組合のサービスを利用し、共通の目標を達成するために、地域的、全国的、広域的かつ国際的な組織を通じて協力し、かつ、協同組合運動への願望を前進させる場合に、組合員に奉仕し、協同組合運動を強化する」と、とりわけ運動を意識した表現になっているが、全体として冗長な文章となっていてわかりにくい感じを受ける。

第7原則：地域社会への関与 (Concern for Community)

第7原則は、95年改訂で追加されたもので、協同組合の価値観である他者への配慮や社会的責任といった価値観を反映して、次のように定式化されている。

「協同組合は、組合員が承認する政策に従って、地域社会の持続的発展のために活動する」

他の原則と異なり、第7原則は、協同組合の社会的役割と目的 (objective) について規定しており、国連等のSDGsとも直接的に関連する原則の1つであるが、協同組合とこの原則との関係をめぐってはなお議論が多いところである。

第2次改訂案では、タイトルを “Concern for Community” から “Community Engagement” と、より強い表現に改めると同時に、次のように再定式化しようとしている。

「協同組合は、組合員が支援する責任あるビジネス慣行と政策を通じて、その事業を展開する地域社会の幸福 (wellbeing) と、すべての人にとって平和で、かつ、公正で環境的に持続可能な未来のために活動する」

その理由は、“Concern for Community” というタイトルは弱いので、これを強化し、「コミュニティの関与 (community engagement)」 が地域から世界まであらゆるものに及ぶことを認識することを目的にする（フランス語のタイトルに触発されたというが、日本語訳では基本的に変わりはないであろう）こと、また「組合員によって承認された政

策」というのは、大規模な協同組合の実態に即さないこと、さらに社会的経済や連帶経済の分野でも、協同組合がそれ以外の企業や将来を見据えた投資家所有の企業（例えばB-Corporations）にその地位を譲ることになったり、市場での独自性を失ったりするのではないかと懸念する人々による改訂すべきだとする声に応えるためのようである。

しかし、協同組合を設立した目的が「社会的・文化的なニーズや願望」を満たすことを直接的な事業目的にしている社会的協同組合（労働者協同組合を含む）やそれ以外の協同組合とでは、この第7原則のもつ意味合いは大きく異なるうえ、純粹に経済的目的を追求するための協同組合も存在することを忘れてはならないであろう。

ところで、修正提案は「メンバーによって承認されたポリシーに従って」というフレーズを削除しているが、このフレーズは、基本的に協同組合の外部にあるグループが、自分たちの目的のために協同組合を操作しようとするのではないかという懸念からとされ、それは、協同組合が自分たちのコミュニティとどのように関わるべきかについて、組合員の間で議論を促すことを意図していた (MacPherson [2012b]) とされる。

また、“community” について、わが国では「地域社会」と地理的な意味での地域社会を想定した訳を当てている（もっとも日本協同組合学会訳では「コミュニティ」とルビを付している）が、どのように理解す

るかは様々である。最近のプラットフォーム型協同組合などを想定すると、地域社会という概念ではなくくれないし、地球全体を1つのコミュニティと解釈することも可能である。

この原則は、他の原則と異なり、とりわけイデオロギー的性格が強いものであり、協同組合運動の分裂を避けるためにも、現状においては、その解釈と実践の積み重ねが重要であって、現行の表現を維持するのが望ましいように思われる。

4 価値観と原則との関係

95年声明に関するバックグラウンド・ペーパーは、「原則」とは、①協同組合運動の当初から浸透している価値観から派生したもの、②協同組合の組織構造をかたちづくるとともに運動の際立った特徴をもつ展望をつくりだす態度を決定するもの、③協同組合の原則は、協同組合組織の発展に努力するための指針 (guidelines) であること、そしてそれは、④本質的に実践的な原則であり、哲学的思考（価値観）と同様、何世代にもわたる経験によって形成されたもので、それらは弾力性があり、種々の状況下にある種々の協同組合に弾力的に適用できるものである (MacPherson [1995] p.17) 旨、述べている。

なお、同じペーパーの別の個所では、「原則は戒律 (commandments) 以上のもので、それは行動の良し悪しの判断と意思決定のためのガイドラインでもある」とも述

べており、価値観に近い概念として原則が理解されている。

しかし、いずれにしても価値観はそれを実践に移すことがなければ意味はない。価値観と原則は一体のものとして極めて重要であるが、原則それ自体は価値観の実現を保証するものではない。また、価値観が変わらなくても、環境の変化に対応して（戦術的）目標が変われば原則は変わりうる（とりわけ実践的性格をもつ原則についてはそうである）ので、そういう意味では価値観こそより重要だといえる。

ところで、95年声明にいう “Cooperative Values” という場合の “values” は、「価値」そのものではなく「価値観」の意味である。この価値観は、協同組合のメンバーのなかに見いだせるもので、人々の行動や選択、意思決定に影響を与える、個人が物事を判断する際の基準となる物事の捉え方や感じ方、すなわち指針を指す言葉であり、物事の客観的な有用性を示す「価値」とはニュアンスが異なる。わが国では、これを「価値」と訳してきているが、これは価値観と原則との関係を理解しにくいものにしている原因の1つとなっている。

95年声明は、レイドローの「イデオロギー上の危機」の提起に続く、その後の協同組合の基本的な価値観をめぐる議論の結果である。したがって、それは「協同組合の原則」を協同組合の価値観という文脈のなかに位置付ける (MacPherson [2012a])、言い換えればそれは協同組合の目指すべき協同組合運動としての方向性についての定

式化するために、協同組合の定義に含まれる組織としての目的や機能との関係における原則の位置づけが不鮮明なものとなっている（MacPherson [2012a] もこのことを認める）。

なお、「原則（principle）」という言葉は多義的であり、ICAによってリスト化されている原則には、性格の違うものが混在している。このことは協同組合の価値観や定義と原則との関係をわかりにくくしている要因の1つであると考えられるので、最後に過去の原則改訂の歴史を少し振り返っておくこととしよう。

37年の協同組合原則、これは、①オープン・メンバーシップ制（加入・脱退の自由）、②民主的管理（1人1票）、③利用高配当、④出資金利子の制限、⑤政治的・宗教的中立、⑥現金取引、⑦教育促進といった7つの原則で成り立っている。このうち、①から④までの4つは、それを欠いては協同組合ではなくなってしまう本質的な要素で、⑤から⑦までのものは、これを欠いたとしても協同組合の性格を壊してしまう基準というより、本質的ではあるものの実践のための方法であるとしていた。

しかし、ワトキンスは、原則として指定された最初の4つの項目は、最後の3つと同じくらいに「方法（methods）」で、7つの原則すべては、誠実かつ効率的に実行されれば、協同組合がその性格を維持し、事業を成功させなくても、少なくとも最も一般的な失敗の原因のいくつかを回避することを保証する、実践的なルールと呼ばれ

る方が適切である（Watkins [1986]）と指摘した。そして、この考え方は66年原則、95年原則でも維持されている。

しかし、ワトキンスも原則を区分する意味を全く認めなかったわけではなく、またレイドローの議論を引き継いだバークは、具体的な内容には言及していないが、原則を「協同組合の基本的原則」と「基本的実践（のルール）」という種類の原則に分けることを提案している（Watkins [1986], Böök [1992]）。

また、マクファーソンは、①自発的で開かれた組合員制、②組合員による民主的管理、③組合員の経済的参加は、基本的にあらゆる種類の協同組合にもあてはまる内部の関係（internal dynamics）を扱ったものであり、残りの4つは協同組合内部の運営と協同組合と外部との関係の両方に向けられているとし（MacPherson [1995]）、95年声明を採択した大会のスピーチのなかで、最初の3つの原則は、組合員の視点から扱った（価値観も同様）ものであると述べている（MacPherson [2007]）。したがって、それは、程度の差こそあるものの、それを欠いては協同組合としての組織特性を失ってしまう基本的な原則であるととらえることができよう。

5 協同組合原則に関する別の視点

協同組合運動の指導者や理論家たちは、協同組合は単なる企業ではなく、経済的目

的と社会的目的をあわせもった企業であるとして、その二重の目的によって一般の法人や資本主義的企業から区別されるという教義（doctrine）を強調してきた（Laidlaw [1980] p.38）。

この協同組合の二重性は、協同組合のイデオロギーの核心を形成するものである（Zamagni & Zamagni [2010], Puusa et al. [2013] [2016]）といえるにしても、社会福祉や医療・介護などの社会的な目的のための事業をもっぱら行う労働者協同組合や最初から社会的目的の活動を行う目的で設立される社会的協同組合とそれ以外の協同組合とを同列に論じることはできないであろう（Birchall [2017]）。協同組合運動という側面を別にすると、現実の個々の協同組合は、主として経済的目的のための組織であり、仮に事業の対象が社会的目的のために向けられている社会的協同組合であっても、メンバーが当該協同組合の提供するサービス（労働者協同組合にあっては労働の機会）の受益者とならない組織というものは、もはや協同組合とはいえないからである（Münkner [2015]）。

協同組合は人々の結合体（アソシエーション）であると同時に企業（enterprise）という二重の組織的性格を有しているといえるが、純粹に経済的目的のみを追求する協同組合というものは多く存在するし、それらは社会的目的をもたないからといって、協同組合でなくなるわけではない。しかし、協同組合が経済的な目的のみをもって結成されるとしても、それは人間中心の経済を

追求する組織として社会的な影響力をもっている。

協同組合には、メンバー相互間や協同組合原則に由来する非経済的なメリットも本来的に備わっており、とりわけ地域に根ざした協同組合にあっては地域に労働の機会を提供するし、とりわけ地域の人的・物的・環境的資源を動員する事業を行う場合には、意識する・しないにかかわらず、様々な社会的な機能や役割を果たすことになる。経済学的な言い方をすれば、協同組合には市場の外部性を内部化する（Novkovic [2008]）要素が備わっているので、社会的目的を排除する必要はない。

また、協同組合の起源がまちまちであるよう、組合員が共有する価値観は、協同組合のタイプによっても異なるし、それぞれの国の政治的、経済的、社会的さらには文化的背景によっても異なる。さらに、経済的目的というものは変わらなくても協同組合の機能（役割）というものは、政治的、経済的、社会的さらには技術的環境変化によって変わる（Szabó [2007]）ことがあり、原則の具体的な解釈・適用についても当然に変わりうる。また、同じタイプの協同組合であってもメンバーが共有する価値観は異なるし、加入するメンバーの動機も決して同じだとはいえない。また、協同組合によって何を最も重要な原則であると考えるかという点に関しても、同様のことがいえる（Novkovic [2006], Szabó [2007], Oczkowski [2013], Rabong & Radakovics [2020], Hansen [2024]）。

そのため、協同組合の原則はできるだけ簡素で柔軟なものが望ましいといえる。そして、その原則は、他の企業形態とは基本的に異なるすべての協同組合に共通する組織的特性、すなわちそれを欠いてしまえば協同組合ではなくなってしまうものと、それ以外のものとを区別して整理することは、協同組合を一般の人たちが理解しやすいものとするためにも不可欠であろう。

こうした視点にたって原則を体系化しようとすれば、それは協同組合の組織と協同組合とそのメンバーとの関係をどうかたちづくりくかということになろう。

組織の構造は、その組織の目的（目標）に従属する性格のものであり、協同組合の原則は、第一義的には、組織の目的を効果的に達成するためのものとして、その目的や機能との関連において整理することである。そのためには、協同組合にとって不可欠である固有の「原則」と、仮にそれを欠いたとしても協同組合であることに変わりはない「原則」とに区分して、再定式化する方向で検討することが望ましい（Dunn [1988], Nilsson [1996], Birchall [2011], Reynolds [2014], Münker [2015]）。そして、それは協同組合の定義から派生するものの、ないしは定義が含意し、定義に内在している要素を抽出し定式化することだといえよう。

その1つの例として、多くの経済学者の支持を受けている、アメリカ農務省による協同組合原則、すなわち①利用者が所有し、②利用者が管理する、③利用者が便益を受

ける、という伝統的な三位一体的特質に即した「原則」を中心として考えるのが有益であろう。この農務省の「協同組合原則」は、ロッヂデール原則から慣行（ベスト・プラクティス）といったものを取り除いたもので、「原則」というよりも「定義」に近い定式化となっている（Reynolds [2013]）。ただし、この原則は経済的な視点による「原則」であり、これだけで協同組合の特性をすべて説明できるわけではない。しかし、ICAの95年声明における定義との相違ということでいえば、基本的な違いは人間中心の経済的組織としての資本による支配の排除と民主的管理という点が明示的には欠けているくらいであろう。

このように考えたとしても、アメリカ農務省の「原則」とICA声明の「原則」とは二律背反の関係にあるわけではない（Reynolds [2013]）ので、ICAの原則をその定義との関係で再整理をし、再定式化することで矛盾を生ずることはないであろう。

おわりに

ICAによると、世界には人類の12%以上が加入する約300万の協同組合があり、世界の労働人口の約10%に雇用の機会を提供している。さらに大規模な協同組合（相互会社を含む）のトップ300の売上高は、約2.8兆USドル（World Cooperative Monitor [2025]）と、経済的にも大きな影響力をもっている。

また、日本は世界的に見ると協同組合大

国の1つであり、日本協同組合連携機構（JCA）によると、わが国の第1次の協同組合組織の数は、約4万で、それらの組合員総数（単純集計）は、合計で、1億835万人とされる（2022事業年度版・協同組合統計表）。集計対象とされていない協同組合もあり、多くが世帯単位での加入である現状を考えると、国民のほとんどが協同組合にかかわっているといえる状況であるといえよう。

しかし、こうした事情にありながら、協同組合が適切に認知されているとはいえない現状なのは、なぜなのであろうか。それには様々な理由が考えられるが、大きな理由は、新たに協同組合を立ち上げる場合を除き、ほとんどの協同組合は、現在の組合員にとっては他の資本主義的企業と同じく、すでにそこにある存在であり、市場経済における単なる1つのプレーヤーとして認識されているにすぎないという実態の存在であろう。日常の業務や組織運営における協同組合の価値観と原則との関係性は明瞭ではなく、ギャップも多い（Szabó [2006], Novkovic [2008], Ghauri et al. [2021], Saastamoinen et al. [2024]）とすれば、なおさらであろう。

さらに、人々の認識の枠組みは、それを形成している学問的知識や経験から成り立っており、そしてそれはその基礎となっている政治的、経済的、社会的さらには文化的などあらゆる環境の影響から逃れることはできないので、今日の環境のもとでは協同組合とは何かは、意識的にその性格を理

解しようとするのでなければ、理解が深まらない。こうした事情は、ICAの原則を改訂したからといって容易に変わるものではないことは想像できよう。

今般の95年声明の見直しに関する結論は、来るべきICA大会での議論を経て結論が出されることになるが、その時期に関しては、ICAの理事会の判断に委ねられている。今般の見直し議論の背景としては、95年以降の経済・社会のグローバル化のさらなる進展と様々な社会・経済的諸問題（環境問題を含む）の発生・拡大があり、また労働者協同組合を含む社会的協同組合の普及・発展、さらには情報通信技術の急速な進展や人々の価値観の変化のなかでのギグワークの増大、それへの対応としてのプラットフォーム協同組合など、新たなタイプの協同組合の誕生などがある（Wilson et al. [2021]）。

しかし、情報技術の革新と人々の価値観の変化の程度など、95年当時には見通せなかったにしても、95年声明を見直すにあたっては、まずもって、現行の95年声明がどのように機能してきたのか、そしてそれはその後の環境変化のなかで耐え得ないものとなったかなどの検証が必要であろう。そのためには、世界中の協同組合が95年声明の内容を現実にどのように受け止め、どのように実践してきたのかということの検証・評価が重要で、それなくしては、改訂作業は単なる作文に終わってしまい、あまり意味をなさないものとなるようと思われる。

人間中心の経済組織である協同組合の中心にいるのは、あくまでも組合員である。そのためには、「協同組合」という言葉や国連等での協同組合の評価・期待に満足することなく、協同組合原則の見直しの議論を契機にして、各組織内で、共有する価値観は何なのか、何を最も大事にしてきたのか、そして今後何を大事にすべきなのか、といった議論を尽くすことが、原則見直しそのものの議論よりも重要である。そうでなければ、組合員、ましては組合員以外の一般の人たちに協同組合を正しく理解してもらうことは困難だからである。

協同組合運動のリーダーや経営層の人たちには、単に外に向かって発信するだけでなく、協同組合と組合員との間における議論を組織し、協同組合についての理解を深めるために努力することが求められているといえよう。

<参考文献>

- Birchall, J. (2005), "Co-operative principles ten years on." *Review of International Cooperation*, 98 (2), pp.45-63.
- Birchall, J. (2011), "A Member-Owned Business' Approach to the Classification of Co-operatives and Mutuals." *Journal of Co-operative Studies*, 44 (2), pp.4-15.
- Birchall, J. (2017), *The Governance of Large Co-operative Business*. Co-operative UK.
- Böök, S.A. (1992), *Co-operative Values in a Changing World: Report to the ICA Congress*, ICA. 生協総合研究所訳 (1993)『変化する世界における協同組合の価値』日本生協連・コープ出版
- Dunn, J. R. (1988), "Basic cooperative principles and their relationship to selected practices." *Journal of agricultural cooperation*, 3, pp.83-93.
- Fairbairn, B. (1994), *The meaning of*

Rochdale: The Rochdale pioneers and the co-operative principles. University of Saskatchewan. Centre for the Study of Co-operatives: Occasional Paper Series #94-02.

- Ghauri, S., Mazzarol, T. & Soutar, G. N. (2021), "Co-operative principles and values: Does the talk match the walk?" *Journal of Co-operative Studies*, 54 (3), pp.7-22.
- Hansen, R. et al. (2024), "The commitment of farmers to traditional and hybrid cooperatives: Empirical evidence over a six year period." *Annals of Public and Cooperative Economics*, 95 (4):pp.949-970.
- ICA. (2021), *Guidance Notes to the Co-operative Principles*.
<https://ica.coop/sites/default/files/2021-11/ICA%20Guidance%20Notes%20EN.pdf>
(最終アクセス日：2025年12月15日)
- ICA. (2025), *COMMENTARY: DISCUSSION DRAFT 2 on ICA Statement on the Cooperative Identity*.
<https://coopidentity.ica.coop/assets/revised-ica-statement-on-the-cooperative-identity-discussion-draft-2-commentary-17-jun-2025-en.pdf>
(最終アクセス日：2025年12月15日)
- Laidlaw, A.F. (1980), *Co-operatives in the Year 2000: A Paper Prepared for the 27th Congress of the International Co-operative Alliance*, Moscow, October 1980, ICA.
- 日本協同組合学会訳 (1989)『西暦2000年における協同組合：レイドロー報告』日本経済評論社
- Macgillivray, A. & Ish, D. (1992), *Co-operatives in Principle and Practice*. University of Saskatchewan. Centre for the Study of Co-operatives: Occasional Paper Series #92-01.
- MacPherson, I. (1995), *Co-operative Principles for the 21st Century*, International Co-operative Alliance, Geneva.
- 日本協同組合学会訳編 (2000)『21世紀の協同組合原則』日本評論社
- MacPherson, I. (1996), "Background paper to the statement on the Co-operative identity." International Co-operative Alliance.
- McPherson, I. (2004), "Remembering the Big Picture: The Co-operative Movement and Contemporary Communities", in C. Borzaga and R. Spear (eds), *Trends and Challenges for Co-operatives and Social Enterprises in Developed and Transition Countries*. Trento: Edizioni31, pp. 39-48.

- MacPherson, I. (2007), *One Path to co-operative studies:A selection of papers and presentations*. Victoria, BC:BCICS, University of Victoria.
- MacPherson, I. (2012a), "... What Is the End Purpose of It All? :The Centrality of Values for Cooperative Success in the Marketplace." In Battilani P, Schröter HG, eds. *The Cooperative Business Movement, 1950 to the Present*. Cambridge University Press;pp.107-125.
- MacPherson, I. (2012b), "Cooperative's concern for the community: from members towards local communities'interest." *Euricse Working Paper*, n. 46 | 13.
- Marcus, L. (1988), *Co-operatives and Basic Values:A report to the XXIX ICA Congress*, Stockholm, July 1988, Agenda & Reports.
- Münker, H. (2015), "How co-operative are social co-operatives?" *Cooperativismo e Economia Social*, Núm. 38 (2015-2016), páxs. 33-75.
- Nilsson, J. (1996), "The nature of cooperative values and principles: transaction cost theoretical explanations." *Annals Public Coop Economic*, 67 (4) :pp.633-653.
- Nilsson, J. (2022), Agricultural cooperative development and institutional change. Swedish examples from 1990 to 2020. *International Journal of Food System Dynamics*, 13 (2), pp.115-127.
- Nilsson, J. (2025), "The cooperative principles in present-day Western agrofood industries." *International Journal on Food System Dynamics*, 16, pp.127-135.
- Novkovic,S. (2006), "Co-operative Business: The Role of Co-operative Principles and Values." *Journal of Co-operative Studies*, 39 (1), pp.5-15.
- Novkovic, S. (2008), "Defining the co-operative difference." *The Journal of Socio- Economics*, 37, pp.2168-2177.
- Novkovic, S., Puusa, A. & Miner, K. (2022), "Co-operative identity and the dual nature: From paradox to complementarities." *Journal of Co-operative Organization and Management*, 10 (1).
- Oczkowski, E., Krivokapic-Skoko, B. & Plummer, K. (2013), "The meaning, importance and practice of the co-operative principles: Qualitative evidence from the Australian co-operative sector." *Journal of Co-operative Organization and Management*, 1 (2), pp.54-63.
- Puusa, A., Mönkkönen, K. & Varis, A. (2013), "Mission lost? Dilemmatic dual nature of co-operatives." *Journal of Co-operative Organization and Management*, 1 (1), pp.6-14.
- Puusa, A., Hokkila, K. & Varis, A. (2016), "Individuality vs. communality:A new dual role of co-operatives?" *Journal of Co-operative Organization and Management*, 4: (1), pp.22-30.
- Puusa, A. & Saastamoinen, S. (2021), "Novel ideology, but business first?" *Journal of Co-operative Organization and Management*, 9.
- Rabong, G. & Radakovics, S. (2020), "The uniform co-operative value core-Evidence from Austria." *Journal of Co-operative Organization and Management*, 8 (2).
- Reynolds, Bruce J. (2014), *Comparing Cooperative Principles of the U.S.* Department of Agriculture and the International Cooperative Alliance. RBS Research Report 231, USDA Rural Development.
- Saastamoinen, S. & Puusa, A. (2024), "Enacted or idealistic co-operative values?" *Journal of Co-operative Organization and Management*, 12 (2).
- Szabó, Gabor G. (2007), "Co-operative identity" :A theoretical concept for economic analysis of practical co-operation dynamics." *Studies in Agricultural Economics*, No.105, pp.5-22.
- Watkins, W.P. (1986), *Co-operative Principles Today and Tomorrow*, Holyoake Books, Manchester.
協同組合経営研究所訳 (1987)『協同組合原則をどう生かすか』家の光協会
- World Co-operative Monitor. (2023), *Exploring the Cooperative Economy:Report 2023*. EURICSE-ICA, https://www.uk.coop/sites/default/files/2024-01/wcm_2023_2.pdf.
(最終アクセス日：2025年12月15日)
- Zamagni, S. & Zamagni, V. (2010), *Cooperative enterprise:Facing the challenge of globalization*. Edward Elgar Publishing.
- Waring, T., Lange, T. & Chakraborty, S. (2022), "Institutional adaptation in the evolution of

the ‘co-operative principles.’” *Journal of Evolutionary Economics*, 32 (1), pp.333-365.

• Wilson, A. et al. (2021), *Examining our cooperative identity, Discussion Paper for the 33rd World Cooperative Congress Seoul*, 1–3 December 2021.
[https://icaworldcoopcongress.coop/wp-](https://icaworldcoopcongress.coop/wp-content/uploads/2022/04/Congress_Discussion_Paper_Final_EN_2021-10-09.pdf)

content/uploads/2022/04/Congress_Discussion_Paper_Final_EN_2021-10-09.pdf
(最終アクセス日：2025年12月15日)

(あけだ つくる)



学際的研究の進展と 協同組合理解に向けた課題

理事研究員 小野澤康晴

〔要　　旨〕

本稿では、社会科学分野における学際的研究について触れつつ、そういう方向性は、多様な組織的・事業的側面をもつ各種協同組合に共通する「協同組合性」を考えるうえで参照すべきものが多いのではないかとの観点から、協同組合理解との関連を論じている。具体的には、進化生物学と政治経済学との学際的研究に基づいて、協同組合の原則が、向社会性のプラス面を実現しマイナス面を抑制する基礎組織のあり方という、より普遍性をもった形で理解されるようになっている動き、および、物理学・生物学との学際的な共有認識を有して、均衡に向かう力ではなく不確実性が常態である現実において生産を重視する新しいマクロ経済学の視点から、組織体・事業体としての協同組合のどのような特質が注目されるのか、という点について検討をしたものである。

目　次

はじめに

- 1 学際的視点からの理解が進む協同組合
 - (1) エコシステムとしての協同組合
 - (2) 学際性からみた社会科学の動向
 - (3) 経済学における学際的な研究の進展
- 2 マクロ経済学の見直しと学際的な研究
 - (1) エントロピー・エコノミクスという考え方
 - (2) ガルブレイスによるEEの説明
 - (3) エントロピー概念を重視する経済学の先行研究
 - (4) 生産過程を重視するEEがもたらす経済認識の変化
 - (5) 学際的認識の重要性の高まり

- 3 わが国の多様な協同組合のどの点を共通要素として発信していくか
 - (1) 学際的研究に支えられる協同組合理解
 - (2) CDPの実質的な場としての組合員組織活動
 - (3) 事業体であると同時に組織体という面をエントロピーの観点から表象する
 - (4) EEの枠組みからの協同組合と事業法人
 - (5) 不確実性と価値の観点から協同組合を考える
 - (6) 学際的研究による協同組合理解を踏まえて既往研究を振り返る

おわりに

はじめに

農協、生協等を超えて、「協同組合」の理解をどう高めるかは、協同組合間連携における実践的課題であるとともに研究的な課題でもある。農協、生協、労働者協同組合（以下、労協）などの多様性があることや、農協のなかでも地域によって多様なことは、「（組合員・利用者の多様な）経済的・社会的・文化的ニーズと願い」の実現をめざす組織・事業体である協同組合にとって望ましいことであるが、その反面で理解のしにくさにつながっていることも否めない。それぞれの協同組合の組織・事業の多様性が十分に尊重されるなかで、共有化できる最大公約数的な「協同組合の本質」論を研究的視点から構築していくことは、第三者からの協同組合理解を進めるうえで必要なことと考える。

このような問題意識からの先行研究として、ICA-Euricse「よりよい世界の実現に向けて—協同組合への理解の促進—」（2012）があるが（注1）、わが国においても、河野直践「協同組合の時代—近未來の選択」（1994）、荷見武敬「協同組合学ノート」（1992）などが挙げられる。農協、生協、労協などの個別協同組合グループを対象とした研究が膨大にあるなかで、多様性を超えた「協同組合」論の研究は、十分になされてきたとは言い難いものがある。

ただ、近年科学的研究の細分化が進むなかで、それへの疑問や反省としての学際的研

究の進展のなかには、協同組合理解につながる研究が多いと考えられ、そういった面で先んじている欧米においては、ドイツの「協同組合をユネスコの無形文化遺産に」という取組にみられるような協同組合の認知をもたらしていると考えられるし、2度の国際協同組合年設定の基本的な背景にもなっていよう。

戦後縦割りで組織・事業活動を続けてきたわが国協同組合もJCA（日本協同組合連携機構）設立（2018年）など連携強化の方向にあり、異種協同組合間での意思疎通の改善も進んできている。そういった環境変化は、わが国における「協同組合」理解の向上に向けて、農協、生協、労協など各種協同組合の多様性を前提に、それを超えた協同組合論構築を考えていく基盤となるものであろう。

本稿では、社会科学分野における学際的研究について触れつつ、そういった方向性は、多様な組織的・事業的側面をもつ各種協同組合に共通する「協同組合性」を考えるうえで参照すべきものが多いのではないかとの観点から、協同組合理解との関連性を論じている。

（注1）小野澤（2018）で概要を紹介した。

1 学際的な視点からの理解が進む協同組合

（1）エコシステムとしての協同組合

近年欧米において協同組合は、進化生物学（デヴィッド・スローン・ウィルソンほか）

と政治経済学（エリノア・オストロムなど institution [制度=団体性・規律] を重視する政治経済学）との学際的研究の進展を受けて、エコシステム（生態系）として理解されるという状況になっている（小野澤（2024）参照）。

ごく簡単にその概要を再度説明しておけば、進化生物学的見地からは、現生人類は近縁の霊長類と比較しても高度に向社会的（prosocial）であり、現生人類の高い向社会性の行動学的基礎は、集団内で向社会的な行動をとらなかった個体に対する罰を含む「社会的コントロール」のあり方が多様で、かつそれを文化として継承できることにあるとされる。それは多様な環境（自然的、人的）への適応力を高めて、現生人類が地球上の様々な環境に適応して広がることができた要因と考えられている。

その高い向社会性には、グループ内の結束や統制を強めるという面とともに、身びいきといった問題や、グループ間の激しい競争にもつながる二面性があることに留意が必要で、向社会性のプラス面を発現させ、マイナス面を抑制するような社会的コントロールの基礎的なあり方として、エリノア・オストロム等の、自然資源のグループ管理にかかる研究の成果である「核となる組織設計原理（Core Design Principle、以下 CDP）」があるとされる。そして CDP の内容は協同組合がこれまで「協同組合原則」としてきた内容に近いものであり、実際にオストロム調査による自然資源グループ管理の成功例のなかには、協同組合の事例も含

まれていることなどが、協同組合に関して近年注目されてきている事柄で、協同組合をエコシステムと理解する枠組みの基礎となる考え方とみられる。

事業運営・組織体制の多様なわが国の協同組合の最大公約数的な「協同組合の本質」論を展望する場合、それが一学問分野における協同組合の位置づけに基づく認識であるよりも、より広範な学際的な認識に支えられたものである方が、幅広い観点から協同組合の理解の拡大につながる効果があることは確かであろう。

その意味では、学際的な研究を通じた「総合的な知」の観点は、協同組合を理解するうえでプラスとなる面が大きいとみられる。以下ではまず、部分的ではあるものの、学際的な研究の進展について社会科学分野を対象に概観する。それに続いてそれらを踏まえて、協同組合への着眼点を考えてみたい。

（2）学際性からみた社会科学の動向

科学の細分化が進むなかでも、前述の進化生物学と政治経済学の学際的研究にみられるように、当該学問分野の新たな展開の模索等の面から、学際的研究が欧米では盛んである。

学際的研究の進展の全体像を論ずることはできないが、わが国社会科学に絞ってみれば、社会心理学分野において進化生物学との学際的な研究が進んでいるとみられる。

例えば亀田達也『モラルの起源—実験社会科学からの問い』（2017年）では「生物学

では生き物を『適応』のシステムと捉える立場が主流」であるが、…「人文社会系の諸学では、進化的な観点から人間を考えることに対して、いまだに強い警戒感や嫌悪感が存在」しており、…『遺伝子決定論』と同じだという批判などが代表的」となっている。しかし「適応の観点からヒトの心を考えることは、人文社会系の諸学と対立するものではない。…人間の行動や心には文化や社会による違いがあることは明らか」で、…文化や社会の違いによるモラルや価値の争いを乗り越えることまでが考察の射程だが、…「進化生物学的な観点から、私たちの心の働きにヒトとしての共通の基盤を見出すことは非常に有効なアプローチ」であるとしている（2頁）。

社会心理学の学際的研究において注目されるのは、それが、集団的な面への着目につながっていることである。「多くの生物学者は、適応的視点は、誤りを生む以上に、科学的な洞察を与えてくれる点で有効である面が大きいと考えて」おり（11頁）、その場合、「適応システムとしてのヒトが適応すべき環境」とは「もちろん、自然環境への適応はヒトにとっても決定的に重要…しかし、生物種としてのヒトにとっての最大の適応環境とは、おそらく群れ生活そのものにある」（13頁）。「自然環境に適応するための手段として群れを選んだ結果、今後は群れのなかでどう生き残るかについての新たな適応問題が生じてきた…群れを作り群れのなかで生きるやり方は、生物にとってただ一つの生き方では」ないから、「ヒ

トの遠い祖先は、進化的な意味で、群れることを『選んだ』ことに」なる（13頁）等、と論じられている。

進化生物学との学際的研究の進展を受けて、社会心理学においては、抽象的個人ではなく多様性ある「群れ（集団）」の方やそれへの適応（or不適応）といった観点が重視されるようになっていることが指摘できる。

（3）経済学における学際的な研究の進展

経済学の分野でも、合理的個人の最適化行動を原理とする新古典派経済学の見直しのなかで、ミクロ分野の「行動経済学」「実験経済学」といったプログラムにおいては、心理学との学際的な研究が発展してきた。

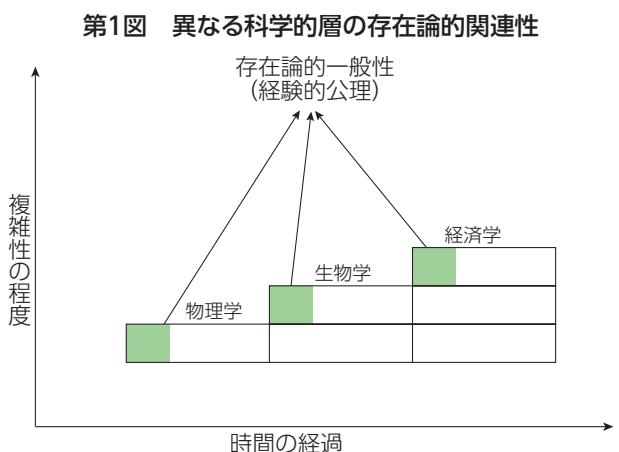
それに対してマクロ経済学は、ケインズ経済学中心の時代からそのミクロ的基礎が問われるなかで、1980年代以降には逆に「代表的個人の合理的な予想形成と選択行動」を基礎とする経済モデルが主流となつた。主流モデルがリーマンショックを全く予測できなかったことで不信感が高まり、現状は見直しが模索されているものの、計量分析に耐えるような代替的なモデルの合意形成には至っていない。

そのようななかで、経済発展論の観点からマクロ経済学の見直しを主導してきたのは、institutional economics（制度経済学、筆者訳では団体性・規律の経済学、集団性の経済学など。以下IEと略記）であると筆者は考えている。IE自体は創設者の1人で

あるソースタイン・ヴェブレンが「なぜ経済学は進化の科学 (evolutionary science) ではないのか」(1898年) と論じたように、進化生物学と学際的な共有認識の基盤を有する経済学という面がある (注2)。IEが経済発展論のようなマクロの分野で存在感を高めてきていることは、例えば2024年にノーベル経済学賞を受賞したダロン・アセモグルが、「歴史・制度分析」といわれるIE分野の研究者であることからも明らかである (注3)。

進化生物学との学際的な研究という面をもつIEの展開においては、進化そのものも当然ながら物理法則の範囲内で進むわけであるから、マヌエル・ヴェッカーレ (2014) が示しているように (第1図)、物質～生命～社会と複雑性が増すなかでも、それぞれの学問分野 (物理学、生物学、経済学) の研究発展は、存在論的には学際的共有基盤を有するという大きな基礎付けのなかでなされるはずのものであるとする見方もある。

以下では、社会科学および経済学分野で



のこれまでの学際的な研究の進展を基礎にした、近年の新しい展開について概観する。

(注2) ヴェブレンについては、小野澤 (2017) で紹介している。

(注3) アセモグルについては、小野澤 (2022) でとりあげている。

2 マクロ経済学の見直しと 学際的な研究

(1) エントロピー・エコノミクスという考え方

マクロ経済学において、主流に代替するような枠組みは、歴史過程を基礎とした前述の「歴史・制度」分析に進展があったものの、マクロ経済モデルなどについては、主流の考え方代替するような枠組みは依然として明確になっていない。

そのようななかで、2025年1月に出版されたジェームズ・ガルブレイス (注4) & ジン・チェン「エントロピー・エコノミクス」(以下EEと略記) は、学際的視点を踏まえ、数量的な分析も可能になる点で、マクロ経済学の見直しにおける近年の有力な成果と考えられ、その内容を紹介したい。

EEは、生物物理学的 (bio-physical) な基礎をもつ経済学構築の試みである。その点は、冒頭で「本書では、生命の過程と物理法則と一致する経済理論を提示する。それを行う理由は、現代の主流経済学の基盤となる経済理論と経済学の教科書におけるほぼ全ての教育内容が生命の過程や物理法則と一致していないからであり、そしてそれが問題だと考えているからである」とし

ていることから明らかである。その考え方には、前述のヴェッカーレと同様のものである。

(注4) ジエームズ・ガルブレイスは、米国制度経済学の泰斗で協同組合理解にもかかる「対抗力」という概念を生み出したジョン・ケネス・ガルブレイスの子息で1952年生まれ。

(2) ガルブレイスによるEEの説明

EEの内容は多岐にわたりその全体を紹介することはできないため、本稿では、ガルブレイスが本書に基づいて外部で行っているレクチャー（注5）をもとに、その概要を紹介する。

EEに基づくガルブレイスのレクチャーによれば、現在主流の経済学は、「交換」が第一の経済活動とされ、交換の場である「市場」を主要なinstitution（制度、団体性・規律=相互作用の原理）とみなしている。価格は市場参加者の選好ないし効用に基づき、市場は一般的に、失敗する場合を除けば効率的に資源を配分できると考えるから、規制は例外的で、市場の失敗に対処するもの（公共財、外部性など）に限られる。そして問題なのは、「生産」が、交換の仕組みと同じ考え方で行われる「交換の派生的な活動」とみなされていることであるとする。生産手段は、労働や資本等の市場取引を通じて組織される、と考えられており、その結果、均衡に向かう傾向のある交換と同様に、生産を含めて「均衡」が一旦達成されれば、それはかく乱要因（ショックなど）が無ければ安定的に維持されるはずのものである、と仮定されている。

ガルブレイスは、以上のような現在主流

の経済学は生物物理学的な基礎に基づくものではないとする。そしてEEでは、経済生活における基本的活動は「生産」であり、生産無きところに交換は無いとし、生産には、環境から得られる「低エントロピー（不純物の少ない、希少）な」エネルギー資源が必要で、そのエネルギーを得る過程全体も、「エネルギーをかけて、（エネルギー的な）余剰が発生する形で」得ることが条件になる。生産活動には「固定資本」（一定の機能を安定的に果たすシステムとして低エントロピー創出の基盤）が必要であり、長期的に機能する固定資本は計画的にまかなう必要があつて市場の相互作用で調整するものではない。物理的な「仕事」には、温度差・圧力差のような、相互作用する間でのinequality（不均一性）が不可欠であり、それと同様に、経済活動においても、ある程度の所得差、資産差が生ずるのはやむを得ないが、そこには社会的な制御が必要であり、現実社会においては、細かな規制なしには市場は存在しない、としている。

EEにおいて、エントロピーは、物理学における希少性の尺度であると理解されている（entropy is a measure of scarcity in physics 原文64頁）。高い秩序は低エントロピー状態を意味し、それは希少性の指標にもなる。逆に無秩序や不確実性は高エントロピーの状態と理解できる。エントロピーという考え方とは、秩序や希少性、不確実性といった概念を、数量的に把握できることが重要で、ごく簡単な例として第2図に

よれば、ランダム（偶然的）に発生する事象がAのような確率分布になる系（相互作用する確率分布の全体構造）と、Bのような確率分布の系では、Aのような、特定事象の発生確率が高い系の方が、エントロピーが低いということになる。実際エントロピーを計算する式（注6）に系の確率分布の数値を当てはめれば、確率分布Aのエントロピーは1.19、確率分布Bは2.00となる。

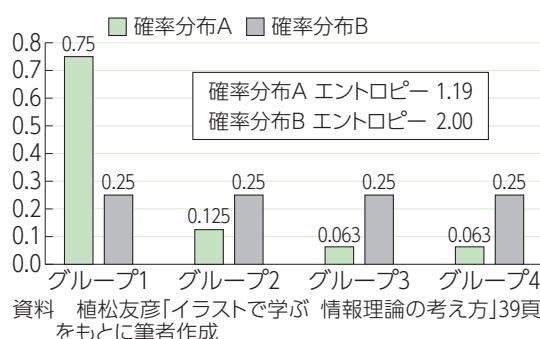
(注5) Energy Institute, University of Texas at Austinにおける2025年10月21日の講演がBook Talk-Entropy economics:The Living Basis of Value and Productionとして動画公開されている。

(注6) 本稿で取りあげているエントロピーは、シャノンによる情報エントロピーの概念に基づくものであり、確率分布Xのエントロピーは

$$H(X) = -\sum_{k=1}^n p_k \log p_k$$

で定義されている。第2図におけるエントロピーは、対数の底を2として、この式の p_k に個別グループごとの発生確率を代入して計算したもの。その単位は対数の底を2とする場合には「ビット」となるが、底の数字次第で、単位は異なるものとなる。

第2図 異なる確率分布によるエントロピー水準の違い



(3) エントロピー概念を重視する経済学の先行研究

エントロピー概念を踏まえた経済分析と

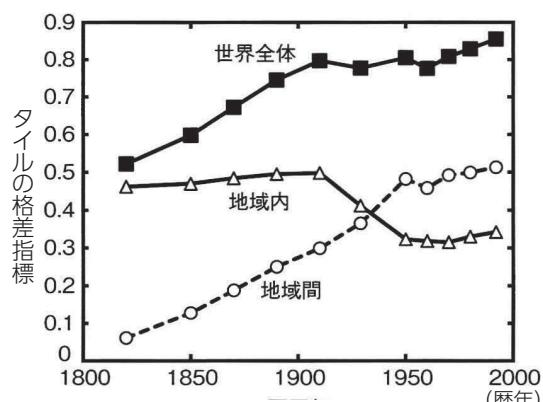
いう考え方は、欧米ではそれなりの蓄積があるものの、わが国ではいまだほとんど普及していない枠組みであろう。しかし近年では変化もみられる。

例えば吉川洋『マクロ経済学の再構築』(2020)においては、膨大な数からなる経済主体（個人、法人など）が、複雑に相互作用をしている全体を把握するマクロ経済学においては、現在主流の「代表的個人の最適化」を基礎とするマクロ経済モデルは不適切であり、「マクロ経済学の場合には、ミクロの主体の行動、とりわけ相互作用は、文字どおり第三者に観察不可能なほど複雑であるためにまったく異なるアプローチが必要になる」(16頁)とする。そのうえで「正しくは、ミクロ経済主体の行動にはランダムネスが必然的に伴うことを正面から受け入れたうえで、組み合わせ論的な場合の数によって決まる確率、すなわちエントロピーを陽表的に考慮に入れなければならない」ことが主張されている(53頁)。

吉川は（エントロピー概念を含む）「統計物理学の方法は、物理学に限らず化学でも生物学でも自然科学の諸分野においては、マクロの系を分析する際には常識」(53頁)であるとする。現在主流のマクロ経済学の考え方は、そういった常識を無視した、他の学問分野から孤立した学際的な研究に耐えない枠組みであり、それが極めて深刻な問題であると認識している点では、吉川の考えはEEと同方向のものである。そしてそういった問題意識は、欧米においてはより広範なものとなっていると考えられる。

それ以外にも、情報エントロピー概念を活用した格差を示す指標としてTheil Index（タイル指数）がある。格差の程度を把握する指標としてはジニ係数がよく使われるが、タイル指数は、ある集団内の格差の変化が、グループ間の格差変化の影響とグループ内格差変化の影響といった要因分解ができる指標であり、エントロピーの考え方を活用した経済指標として、これまでも比較的広く利用されている（第3図）（注7）。

第3図 地域内と地域間の一人当たりGDP格差の推移



出典 佐藤 直樹(2014)「エントロピーから読み解く生物学—めぐらめぐるわきあがる生命—」192頁

(注7) 第3図において「地域内」はそれぞれの国における国内格差を、地域間は国別の格差をしている。佐藤がBourguignon, F. and Morisson, C. (2002) Inequality among world citizens:1820-1992. American Economic Review 92, pp.727-744で提示されているデータに基づいて作成した図表を転載。タイルの格差指標は0と1の間の値で示され、完全に平等なときに最小値0をとり、不平等度が大きいほど1に近づく。オランダの計量経済学者タイル(H. Theil)が考案したもの。

(4) 生産過程を重視するEEがもたらす

経済認識の変化

交換の派生として最適化や均衡から「生産」を位置づけるのではなく、社会の実相と進化生物学的な観点を踏まえて「生産過程」を第一に置くことで、経済理解の枠組みには大きな変化が生ずる。

主流経済学との間で生ずる大きな相違はまず、「不確実性」というこれまでの主流経済学で単なる「外的ショック」という取り扱いに過ぎなかった要素が、経済学の中に位置づけられることになることである。実際にも「(EEは) 不確実性—実際の経済生産において不可欠な要素でありながら、主流の均衡モデルでは抽象化されてしまっている要素—を考慮できるように構成されている」(XX頁)、「不確実性は、すべての生物システムの本質的な要素である。ある程度の不確実性は常に存在し、未来は常に未知であり、一部の変化は予期できないものである」(139頁)と論じられている。それは、日々の経済活動（そもそも生命体の活動そのものも含めて）が、保険などでカバーできるリスクを超えて直面している、他者、他社、他分野、他国の行動といった、情報獲得が困難な変化の相互作用（不確実性）のなかで行わざるを得ないという経験的事実の反映としてより適切な見方である。

均衡の考えを前提にして「不確実性」をそれに対する「外的ショック」と位置づけるのではなく、生物学的観点から生産過程における常態として把握した場合、現実的には「不確実性」にどのように対応をして

きたのか。

進化生物学的な観点からは、動物行動学などにおいて、このような不確実性に対しては、それぞれに固有の社会的コントロールの仕組みによって低下させてきたという理解が近年では広まっている。現生人類は、多様な社会的コントロールの仕組みを、文化として引き継ぐことが可能であったために、多様な環境（自然環境だけでなく、集団間の環境含め）に適応して、地球全体に広がることが可能になったと考えられている（小野澤（2024））。

そのような「社会的コントロール」の仕組みなしにはそもそも「市場」という社会システムは適切な形では機能しない、というものがEEの理解である。その点をガルブレイスは「政府なしに経済は成り立たない」（No Economy without Government）として、本書第2章で論じている。第2章では、institutionsやregulationsのあり方が、経済の豊かさや貧しさ、安定性や不安定性と直結していることについて、様々な事例をとりあげて説明している。

その考え方は、IEがこれまで論じてきたものである。Institutions（以下では慣例に従い制度と訳す）に不確実性軽減という役割があることは、例えばダグラス・ノースが『制度・制度変化・経済成果』において「社会における制度の主要な役割は、人々の相互作用に対する安定した（しかし必ずしも効率的ではない）構造を確立することによって不確実性を減少させることである」（訳書7頁）と論じているし、IEの

教科書の1つであるVoigt（2019）においても、「Institutionsは、戦略的な不確実性の低減に役立つ情報をもたらす」（16～17頁）と説明されているとおりである。

不確実性の理解と対応に関しては、このような論じ方以外にも、例えば森川（2025）がまとめているように、「不確実性」を何らかの代理変数（株価等のボラティリティ、経済予測のばらつきの度合い、計量モデルやサーベイデータの予測誤差、メディア報道のテキスト分析など）で数値化し、それの実態経済への影響を過去データで把握したうえで、有効な対応について考察するといった理解の枠組みもある。それは主流の、基本的には均衡に向かわせる力があるなかで、外的ショックである「不確実性」が生ずるが、それを何らかの代理変数で把握してより適切に対応できるようにするという考え方からの理解といえる。一方でガルブレイスは、「エントロピーが自然の普遍法則であるのに対し、均衡は経済モデルとそれらの創造者の想像の産物にすぎない」（ XIII 頁）としている。

両者は取りあげている視点が異なるのであって、EEのような不確実性認識は、そういった「代理変数の変動」が、多様な経済システムにおいて相違することの原因を把握しようという問題意識であり、そういった原因を生み出す背景として、短期的にはともかく中長期的には、当該国・地域の産業構造、独占や集中のレベル、金融システム、企業経営のあり方などをめぐる institutions（団体性・規律）の多様性や変

化がある、という考え方と整理できるものである。

「市場交換の派生としての生産」という理解から、不確実性が常態である現実の社会における生産という理解への移行に伴って生じる第2の大きな変化は、「価値」をめぐる認識である、とされている。

市場交換が生産の基礎にもなるという主流の経済学においては、交換の際に基準となる「効用」（限界効用遞減等）が価値の基軸となるが、生命進化の過程を前提とし、不確実性が常態である現実の生産プロセスを重視とする考え方からは、社会における「希少性」が価値の基準になるという、価値論の大きな転換をもたらす、とEEでは指摘されている。

なぜなら、不確実性が常態である現実社会において生産活動を考える場合、不確実性を低減させるためには、より品質の良い（低エントロピー＝希少な）資源（エネルギーや原材料）に安定的にアクセスできることや、高い規律をもった人的体制（低エントロピー＝希少）を確保することなど、希少なものの確保や希少な状況の継続を実現することなどが必要になるから、その希少性のレベルが価値の基盤になるのである。

ただし現実の市場取引価格は、生産者やサービス提供者の数や市場規模の影響を受けるから、そういった「希少性に基づく価値」は、現実の価格というよりも、持続可能な取引価格の下限を設定するものと説明されている（66頁）。

市場で成立する価格については独占度や

寡占度の影響が大きく、その力を認識する枠組みとしては、供給者数を対数の「底」に、その市場全体の生産額を真数に置くことで、その市場の構造がもたらす供給者の独占力・寡占力の指標とすることを提案している。このような計測方法は、あくまで基本であるから、それぞれのマーケットシェアや無形資産価値の違い等を織り込んだ寡占力の数値化モデルの起点というような位置づけと考えられる。

こういった価値論に基づけば、市場価格を前提に付加価値を集計している現状のGDP統計は、簡便に推計できる指標としての意味はあるが、「価値の観点」からは希少性の高い財・サービスが適切に評価されているとは限らず、単に独占体が供給しているだけのことでも市場で評価される付加価値が高まるという面もあり、価値の観点からの代替的な計測の枠組みも必要となることがEEでは論じられている。

今日主流のマクロ経済学においては、政府の役割は1国経済の総供給能力との比較で総需要を調整すべく、例えばデフレギヤップにおいては金融緩和や減税等によって景気の悪化を防ぎ、逆にインフレが加速する場合には、財政・金融の引き締め政策で需要を抑制するといった、「総量」の管理が重要ということになっている。そして「成長戦略」とは、規制緩和や競争促進政策が中心と考えられてきた。しかし、そのような理解の枠組みに基づく政策が、経済成長や格差縮小等のバランスのとれた経済発展をもたらしてこなかったことは、過去30

年間のわが国経済をみれば明らかである。

以下はEEで論じられていることではないが、EEのような理解に立てば容易に想起される、これまでのわが国の経済政策に対する疑問のいくつかを挙げてみたい。

例えば、不確実性のなかでも、秩序だった安定的な、低エントロピー状態を創出することがとりわけ重要な公益的な意義をもつ産業においても、政府の強制力で競争的な環境を生み出して意図的にエントロピーを高めたことが、結果的としてより安価で安定的な生活インフラの構築につながったのだろうか。税収の安定（低エントロピー）を目標として、赤字企業でも付加価値に応じた税負担を課すとともに、輸出に関与する大企業に税還付をするという税制は、中小企業の経営収支を不安定（高エントロピー状態）にして、結果的にわが国企業部門全体が貯蓄超過という世界的にみても異例な状態の長期化につながっているのではないだろうか。自然を相手にする農業は、自然環境の変化に対応して品質の高い（低エントロピーの）農産物を生産するためには、生産者個人、ないし生産者の団体による、秩序だった（低エントロピーの）対応が不可欠であるが、そういった、地域における農業者やその団体の低エントロピー状態実現の取組は、その価値に見合う対価を得られているのだろうか、得られていないとすれば、その価値を反映しつつ、消費者にとっても低エントロピー状態を実現するためには、どのような対策が考えられるのか。

市場イメージに基づく競争を通じた均衡

概念を基礎とした主流のマクロ経済学では「総量」が重要になるのであろうが、生産の現場を重視するのであれば、考えなければならない課題は格段に多くなるであろう。

生産をあたかも交換の派生のように説明し、交換においては部分的に成立する可能性のある均衡概念を重視して、競争環境の実現と情報公開による選択の幅の拡大があれば経済活動は効率化する、という主流経済学の認識のもとで行われてきた「成長戦略」の枠組みは、EEの観点からは「生産のプロセス」に意図的に不確実性をもたらすことで、ごくわずかの勝者（とその株主）への富の集積にしかつながらない施策のようにみえる。実際にわが国経済に生じたことは、主流経済学の枠組みに基づく成長戦略の必然的な帰結ともみられるのである。

「生産プロセス」を重視するEEの枠組みは、現状の擁護につながる面もあるから、主流経済学の枠組みとEEの枠組みのどちらか一方が正しいというものではなく、両者のバランスをどうとるかということが重要であろう。しかし、主流の枠組みに対して、それを相対化してその問題点をチェックできる代替的な経済理解の枠組みの力がありにも弱いことが、わが国経済の失われた30年をもたらしている大きな要因と考えられるから、より多くの合意形成ができる経済理解の代替的な枠組構築は極めて重要であり、EEは、学際性を備えかつ数量的な把握が可能という点で、代替的な枠組みとして有力ではないか、と考えられる。

(5) 学際的認識の重要性の高まり

EEで論じられている内容に関しては更に吟味を進めていく必要がある。しかし欧米においては、科学や学問のあり方は「タコツボ型」ではなく「ササラ型」（先は分かれても根元ではつながっている）でなければならぬという考え方方が基本にあるから、一部の経済学者の間だけで共有されるような現在の主流マクロ経済学という「タコツボ型」のあり方はいずれ大きく見直され、EEがその1つであるような、他の学問との間で認識を共有する部分をもつことで学際的な議論に耐える考え方方が次第に主流となっていくであろう。

そのような動きは、タコツボ的傾向の強いわが国においても同様であろう。かつてであれば大学の講義で受講するしかなかつたような情報が、ネット動画として匿名ではない専門家によっても大量に供給されているなかで、個別の理解は別途書籍等で確認をする必要があるものの、多様な学問分野の枠組みを知るための敷居は大幅に低下している。そして若い世代ほど、そういうメディアによる幅広い情報収集を通じた学際的知識取得にかかる敷居低下の影響は大きいものと思われる。

そしてネット等で様々な情報があふれているなかで、そういう情報に触れる層ほど、それらの情報をどう比較考量して「正しさ」を判断すればよいのか、という点が重要になる。また、政府やメディアの力が大きいなかで、「科学」の名のもとで広まる情報は社会規律に重大な影響を及ぼすも

のとなる。その意味では、「正しい科学」に基づいた情報こそが、社会・経済をより良い方向に導くことができるのだが、その場合も「正しさ」をどう判定するかが問題になる。

その際、まずは全ての「科学的真理」がいずれは修正される暫定的な真理であるという自覚が重要であろう。そのことは、慎重な自覚を欠く「～原理主義」が様々な災厄を社会にもたらしてきたことを想起すれば容易に理解できることである。

そのうえで重要なのは、欧米においては、自らの言説や理解が、どれほどの学際性をもった形で、（暫定的な）真理の体系と整合的なものなのかというチェックが必要だととの観点が、重視されていると思われることである。

それは「巨人の肩に乗る」という言葉にもあらわれている。経済学者が経済学者だけの肩の上に乗っているのでは欧米的観点からは「タコツボ」であろう。今日の欧米の経済学においては、ダーウィン以降の進化生物学だけでなく、ボルツマン（統計力学）やシャノン（情報理論）といった巨人の肩にも乗ることで、学際的な検討に耐える経済学の構築が必要だとの考え方から、それらと整合的な経済学の枠組みを作らなければならないという自覚が高まっている状況と考えられる。

そして実は、200年近い歴史と世界的な広がりを有する協同組合も、より幅広い「巨人の肩」に乗る方が、多様な組織活動や事業内容を超えた「協同組合」の本質の把握

という点で、より的確な認識が形成できるのではないか、と考えられるのである。

次に、これまで紹介したような学際的な研究から、協同組合のどのような点が注目されるのかを概観する。

3 わが国の多様な協同組合の どの点を共通要素として 発信していくか

(1) 学際的研究に支えられる 協同組合理解

1で論じたとおり、欧米においては近年、協同組合をエコシステムとして説明するような理解の枠組みが広がってきてている。具体的には、協同組合の原則を進化生物学と政治経済学の学際的研究を踏まえた、向社会性のプラス面を実現し、マイナス面を抑制する、基礎組織のあり方としてのCDP（基礎となる組織設計原理）に沿った原則という、より普遍性をもったかたちで理解する、という認識がその一つの例である。

ただしこういった理解の枠組みにおいて、CDPが当てはまる集団の規模としては顔のみえる関係性が前提になっていると考えられるから、数万～数十万の組合員からなる「協同組合全体」に対してというよりも、それが内部に包含している、様々な組合員組織（ないしその支部）といったグループにおいて、CDPが実現していることが重要と考えられる。

(2) CDPの実質的な場としての 組合員組織活動

そういった組合員組織については、農協だけでなく生協においても、例えば河野（2006）でとりあげているいわて生協の事例では、16の地域で行われる「コープ総代会」での議論の基礎となる町内会単位くらいの「こーぶ」組織の活動が紹介されているが、それは農協が総代会前に行っている「集落座談会」に近い組織とみることができる。またいわて生協においては、商品企画などにかかる商品活動だけでなく、子育て、暮らしの助け合い、平和、文化鑑賞などの組合員活動や「助け合いの会」などの活動も紹介されている（150～151頁）。時間の経過のなかで状況には変化があるが、そのような組合員組織活動の基盤という面では、農協・生協ともに共通する面はある。

労協についても、例えば松本（2025）において「組合員それぞれが所属する事業所の『団会議』」が、「『全組合員経営』に取り組むための方法として…重視してきた」（87頁）として団会議の存在が紹介されており、組合員が顔のみえる関係のなかでコミュニケーションをとる場となっているのではないかと考えられる。

協同組合はアソシエーション（組織体）であると同時にエンタープライズ（事業体）である存在と定義されているが、上記のような進化生物学と政治経済学の学際的研究を踏まえた観点からその内実を検討すれば、問われているのは、現在のわが国協同組合がそのような、「CDPを満たしている多様

な組合員組織やその活動」によって支えられているという実態がどの程度存在しているのか、ということだと思われる。

もちろん組合員数が多くなるにつれて、組合員組織やその活動と無関係に、事業利用だけという組合員の割合が増えてくるのは避けられない傾向としてあるだろう。重要なのは、協同組合運営の考え方のなかに、そういった「多様な組合員組織やその活動」の存在こそが、協同組合を協同組合たらしめている核の1つである、という認識があるのかという点であり、そういった事態に対して何らの取組もしていない（ないしその点に触れない）か、そのような状況を少しでも改善して協同組合としての実質を備えるために常に取り組んでいるという実態があるかどうか、ということだと思われる。

各種協同組合において、協同組合である以上、そういった多様で自発的な組合員組織の存在と活動が重要であるという認識を共有化できるのであれば、各々の協同組合グループのなかで多様な組合員組織の創出やその活動の活性化に向けた取組を共通して強化し、その成果を、共通して「協同組合」として発信することで「協同組合」の共通イメージを形成しうるのではないか、と考える。

逆にいえば「人を中心とした組織」というような主張をしたとしても、組合員・利用者が自由に参加でき、そのなかで様々なかたち

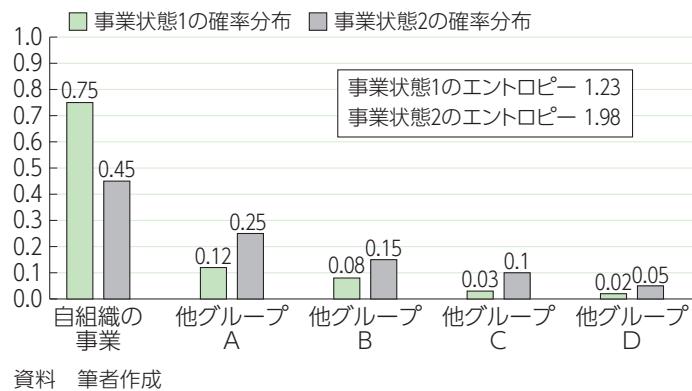
で自発的な力を發揮できるような多様な組合員組織の存在と活動を内包するものでなければ、「単なる事業体」とさほど異なるものになるのではないだろうか。

もともと協同組合は、非営利といってもそれは「出資配当への制限」であったり「利潤の最大化・極大化を志向しない」ことであるという説明が必要で、会費や寄付、助成金などで運営しているNPOに比べて明快さに欠けることは否めない。そういったなかで、多様な組合員組織への組合員の自発的参加といった当事者性に支えられておらず、管理運営に関心の無い組合員・利用者ばかりでは、「組合員による管理運営」の形骸化、一部の理事ないし職員による運営になっているとみられてしまうのもやむを得ない面があろう。

(3) 事業体であると同時に組織体という面をエントロピーの観点から表象する

協同組合をEEの枠組みで図示すれば、事業体である以上、第4図のように当該事業

第4図 異なる確率分布によるエントロピー水準の違い
(事業の場合)



資料 筆者作成

(財・サービス)における自組織の取り扱いシェアの割合（日々変動するので確率変数といえる）を高めること（他の条件と同じとすれば）求められることになる。そのためには、合意の上ではあるが、合意事項の順守等の規律が重要となり、「状態1」のような低エントロピーの状況が、（他の条件と同じとすれば）「状態2」より望ましいことになる。

一般の事業法人であれば、この点のみが重要で、収益率が悪化すると地域から撤退するように、「地域経済全体のエントロピー水準を低位に維持すること」よりも「自らの事業運営の低エントロピーを維持する」ことが優先されることになる。

そして事業面に限ってみれば、このような低エントロピー状況を持続させるための駆動力となるのは、事業収支の黒字、つまり「その事業から得る貨幣をその事業に投入する貨幣よりも大きなものにする」ことであることは、非営利でも営利でも、事業を営む以上変わらない。一時的な赤字はともかく、それが中長期的に続く場合にはその事業は維持できず、維持できるように事業改変が必要である。

それはエントロピーで考えれば、事業活動のシステムにおいて低エントロピー状態を維持するためには、仮想的ないし事実上のエネルギーとして貨幣収支がプラスになることが必要ということであり、外部からのエネルギーの純投入が無ければエントロピーは増大する（無秩序が広がる）という熱力学の法則と一体のものとして理解でき

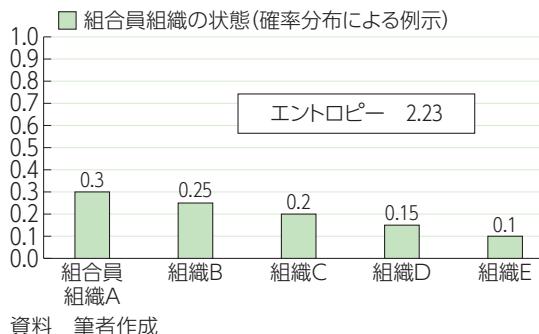
る。

一方で協同組合は、事業体であると同時に組織体であることが特徴で、そういった組織活動において多様な組合員の自発性や創発を活かすためには、第5図のように、様々な組織活動が多様に存在して、参加する組合員・利用者の自発性や創発が活かせるように、エントロピーとしては相対的には高い方がむしろ望ましいことになる。

組織活動が、支部といった相対的に小規模な単位で営まれているという共通性も、組織活動においてはむしろ全体として高エントロピー状態を生み出すことが重要であるということを示すものと思われる。Koutsoyiannis & Fivos (2021) も、エントロピーには、混沌や無秩序という含意以外にも、創造性と進化の母という面があることを論じている。

そして組合員組織の多様性や活発な活動の駆動力となるのは内発性、自発性であって、貨幣でないことはいうまでもない。そのような内発性に支えられた多様な組織活動が、組合員の内面に「自分たちの組合」という当事者意識を高め、組合員による組

第5図 組織活動の状態とエントロピー水準（一例）



合運営への実効的関与の基盤になることもいうまでもないことである。

(4) EEの枠組みからの協同組合と事業法人

以上のようなEEの枠組みからは、一般的な事業法人が組織としては「低エントロピー」（規律、秩序）中心に表象できる（第4図）のに対し、協同組合は事業的には低エントロピーを持続させつつ、組織活動的には一定の高エントロピー（注8）によって多様性や自発性・創発性を内包した組織・事業体（第4図+第5図）ということになる。

問題は、そのような表象に合致するだけの実態を、現実の各種協同組合が備えているのか、そこに乖離があるとしたらそのことを組合の管理運営に日常的に関わっている理事層・職員層がどの程度認識しているか、ということであろう。

もちろん、そういった組合員組織の活性化や、更にその力を、管理運営の改善や事業を含めた協同組合全体にとってのプラスの方向に向けていくことは決して容易ではなく、協同組合運営の難しい点であることはいうまでもない。ただ、多様な組織活動を通じた自発性や創発性に支えられているのでなければ、協同組合も単なる事業体と同じものとなってしまうことは、上記の図式を考えれば明白であろう。

単なる事業体と同型のものに近づいていけば、その場合には、資金調達の容易さ（資本市場での調達など）や、1株1票に

伴う意思決定の迅速さ等の点で、協同組合であることの事業運営上の不利な面の影響が大きくなることが避けられないだろう。

(注8) ここで「一定の」としたのは、実は第5図の確率分布例は、組合員全員が何らかの組合員組織に属しているという前提のモデル化だからで、組合員数が大きくなつて全く組合員組織に属しないバラバラの組合員の割合が増加すれば、それは更にエントロピーを増大させることになるが、そのような事態は「無秩序さの拡大」に過ぎず、望ましいとはいえない状態になつてしまふからである。そのような状態と比べれば、組合員組織に加わっている組合員数が多いほど、相対的には低エントロピーとなるが、ここでは事業活動に求められる低エントロピーと比較して組織活動は相対的には高いエントロピーであることが重要という点を概念的に説明したものである。

(5) 不確実性と価値の観点から協同組合を考える

また、「不確実性」や「価値」を重視するEEの枠組みの観点からは、協同組合は地域における価値（低エントロピー状態による希少性価値）創出の持続性と拡大を可能とする枠組みということができよう。それは協同組合が、事業体であると同時に組織体であるという面を備え、加入・脱退の自由のなかで地域における様々な人々を組織や事業へ包摂することを通じて実現できる状況といえる。

一方で株式会社、特に上場株式会社の運営は、EEの観点からみれば、株主への配当還元が重視されることで、必要とされる事業利益率の水準が高く、地域において創出できる価値（低エントロピー創出による希少性価値）の幅に限界があること、利益率確保の観点から、可能な範囲で独占状態

(供給量の制限と価格引き上げ)を実現しようとするインセンティブをもつこと、必要とする利益率が確保できなくなれば、地域経済全体でのエントロピー増大(不確実性の高まり)を省みずに撤退を優先すること等が、その組織のあり方から、一般的な特性として指摘することができるだろう。

このように、生産を通じた希少性(低エントロピー)の創造を価値とし、不確実性を常態とする生物の営みとそれへの進化的な対応である社会的コントロールに内在するプラス面(規律や協力)、マイナス面(独占や排除)に着目するEEは、エントロピー概念の分かりにくさという点はあるものの、協同組合を表象的に説明できる可能性をもった認識の枠組みといえるのではないか、と考える。

(6) 学際的研究による協同組合理解を踏まえて既往研究を振り返る

戦後わが国では協同組合が縦割りに運営されてきたことで、各種協同組合の多様性を踏まえて「協同組合」全体を論ずることが、個別協同組合グループに関する論考に比して必ずしも十分にはなされてこなかったのではないか、という点は冒頭に論じたとおりである。

そのなかで、「協同組合」全体を論じるという課題に正面から取り組んだ本格的な研究書の一つとして、河野(1994)を挙げることができる。

同書は、戦前の産業組合論から戦後の各種協同組合を論じた先行研究を踏まえたう

えで、1990年代初めの時点ですでに顕在化していた社会科学の変貌に着目し、協同組合の本質を論ずるうえで、経済体制論、エコロジー経済学の展開、企業論の変化等を幅広く視野に置いている。そして更に、生協、農協のみならず「市民運動型株式会社」「トラスト運動」など、協同組合以外の多様な事業や活動の事例研究もしたうえで、「協同組合とは何なのか」を検討するという周到かつ本格的な協同組合論といえる内容となっている。

社会科学の変貌の方向を踏まえることが協同組合のより深い理解につながるという河野の視座は、今日に至る展開の先取りともいえる先見性のあるもので、そこでは、本稿とは異なり環境問題との関連に限ったものではあるが、エントロピーの経済学などにも言及がなされている。

そのうえで河野は協同組合の本質を、「市場的な枠組みでの経済合理的な価値実現」のみならず「非市場的要素を含むより広範な人間的欲求一般をふまえての価値」の実現に見出している(233頁)。そして後者の価値を「倫理的価値」と名づけ、協同組合はそういった「倫理的価値の実現に適した組織形態」である、と論じている(237頁)。

本稿の枠組みに置き換えれば、河野による「経済合理的な価値実現」が第4図のような事業の低エントロピー構造を通じて実現する価値であり、「倫理的価値の実現」が第5図のような、多様な組織活動を通じてその実現を図る価値、と理解することが

できよう。また河野が「協同組合が『倫理的価値』の実現に適した組織形態であることは一面の事実ではあっても、だからといって協同組合形態を採用しさえすれば、おのずと『倫理的価値』の実現がはかれるわけではないという点を、押さえておきたい」(237頁)としている点は、本稿においても全く同じである。

おわりに

JCA設立によって、異種協同組合間の意思疎通は改善し、現場における協同組合間の連携も増加している。異なる協同組合グループを超えた「協同組合」の認知を高めていくことに関しても、現場における地道な取組や広報の力が中心になることはいうまでもないが、そのような取組に対して、研究的視点からどのような支援が可能なのか、協同組合間連携のなかで引き続き模索を続けていく必要があるう。

<参考文献>

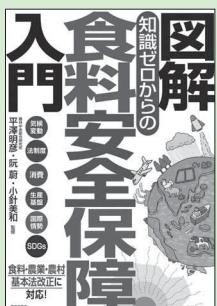
- ・植松友彦 (2012) 『イラストで学ぶ 情報理論の考え方』 講談社
- ・小野澤康晴 (2017) 「経済学の動向と協同組合の位置付け」『農林金融』12月号
- ・小野澤康晴 (2018) 「協同組合と経済学の近年の関

係性強化—経済学の枠組み変化の影響—」『農林金融』12月号

- ・小野澤康晴 (2022) 「経済発展と協同組合—規律とインセンティブの視点から—」『農林金融』8月号
- ・小野澤康晴 (2024) 「協同組合理解の枠組みの拡大—国際協同組合との関連で—」『農林金融』11月号
- ・亀田達也 (2017) 『モラルの起源—実験社会科学からの問い』岩波書店
- ・河野直践 (1994) 『協同組合の時代—近未来の選択』日本経済評論社
- ・河野直践 (2006) 『協同組合入門』創森社
- ・佐藤直樹 (2014) 『エントロピーから読み解く生物学—めぐりめぐむ わきあがる生命—』裳華房
- ・荷見武敬 (1992) 『協同組合学ノート』家の光協会
- ・松本典子 (2025) 『労働者協同組合とは何か 連帯経済とコモンを生み出す協同組合』中央経済社
- ・森川正之 (2025) 『不確実性と日本経済 計測・影響・対応』日本経済新聞出版
- ・吉川洋 (2020) 『マクロ経済学の再構築—ケインズとシュンペーター』岩波書店
- ・Ericse (2012) "Promoting the Understanding of Cooperatives for a Better World" (ed. C. Borzaga and G. Galera). 中川祥子・ロザリオ・ララッタ訳、栗本昭監訳 (2014) 「よりよい世界の実現に向けて—協同組合への理解の促進—」『生協総研レポート』No.72
- ・Galbraith, J. and J. Chen (2025), *Entropy Economics The Living Basis of Value and Production* The University of Chicago Press,
- ・Koutsoyiannis,D and G.Fivos (2021), Entropy and Wealth *Entropy* 23,1356 MDPI
- ・Voigt, S. (2019), *Institutional Economics:An Introduction*, Cambridge University Press.
- ・Wäckerle, M (2014), *The Foundations of Evolutionary Institutional Economics Generic institutionalism* Routledge

(おのざわ やすはる)

書籍案内



図解 知識ゼロからの 食料安全保障入門

農林中金総合研究所・
平澤明彦・阮蔚・小針美和 監修

2024年12月18日発行 A5判192頁 定価1,800円（税別）（一社）家の光協会

2020年から2022年にかけて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行や、輸入食料・資材の値上がり、ウクライナ紛争が相次ぎ、食料の安定供給に関心が高まりました。その結果、農政の大枠を定める食料・農業・農村基本法の改正に至り、今や食料安全保障は基本法の第一の基本理念となりました。しかし依然として将来にわたる食料輸入の不確実性は拭えず、国内の農業生産基盤も脆弱化する中で、食料安全保障の確保は国民全体に関わる重要な課題です。そうしたことから国内外の食料安全保障について総体的に解説する本書の刊行が決まりました。

本書では、食料安全保障とは何か、なぜ世界と日本で問題になっているのか、世界と日本の事情の違い、といった点を解説し、日本については過去の経験を踏まえたうえで現状と課題、取り組みについて基礎的情報を提供する意図で執筆しています。

（本書「はじめに」より）

主要目次

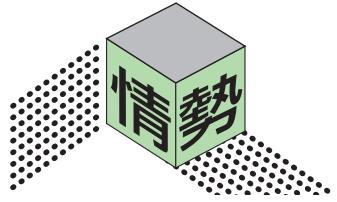
- 第1章 食料安全保障の基本的な概要を知る
- 第2章 世界の食料安全保障はどうなっているのか
- 第3章 食料安全保障を脅かすリスクを知る
- 第4章 日本における食料安全保障のあゆみ
- 第5章 日本の食料安全保障はどうなっているのか
- 第6章 消費者が食料安全保障に貢献するためには

購入申込先……………（一社）家の光協会

TEL 03-3266-9029

問合せ先……………（株）農林中金総合研究所

TEL 03-6362-7700



2025年農林業センサスにみる農業構造 —コロナ禍・ウクライナ危機の影響も—

特別理事研究員 内田多喜生

はじめに

過去数十年にわたって日本農業は高齢化・後継者不足等による経営体や農地の減少が続く一方、農業法人の増加、耕畜を問わない経営規模拡大、集落営農設立、スマート農業、輸出など、それらを補う様々な取組も進んでいる。本稿では、2025年11月に公表された農林業センサス（概数値）（25年2月1日現在、以下センサス）から20年以降の日本の農業構造変化、その要因等について検討を加えるものである。なお、あくまで概数値による検討であることに留意

されたい。

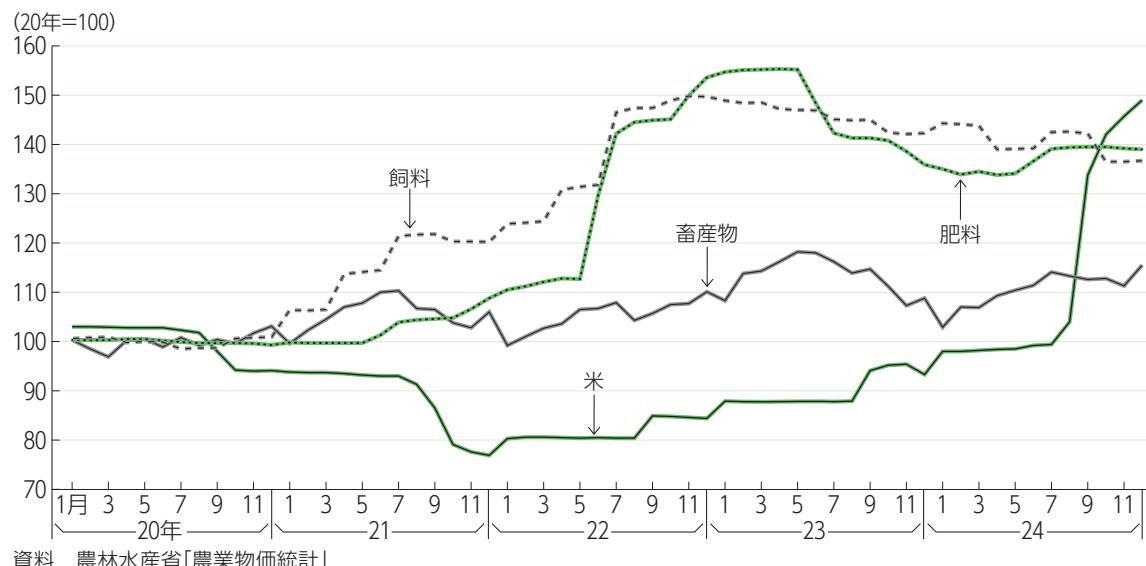
1 農業構造は高齢層・小規模層のリタイアが顕著

(1) 農業環境の振り返り

まず、20年から25年にかけての農業を取り巻く環境を振り返っておきたい。この間、日本農業は外部環境の変化の影響を強く受けており、代表的な品目と資材価格の推移からそれらを読み取ることができる。

第1図は、20年1月から24年12月までの米、畜産物、肥料、飼料の生産者段階の価格推移をしたものである（20年 = 100）。同図に

第1図 主な品目、生産資材の価格指数の推移



みられるように、20年後半から米価格が大きく下落して推移し、21年後半には20年水準から2割以上の暴落となった。これはコロナ禍による外出自粛や外食需要の減少が影響しているとみられる。24年下期からは大きく上昇に転じたが（「令和の米騒動」）、20年から24年にかけての大部分の期間で米価は低迷していたことを指摘しておきたい。そして、この価格低迷期に、肥料価格は大きく上昇し、稻作さらに耕種経営全般に大きなダメージをもたらした。これはコロナ禍による世界的な物流混乱に加え、ウクライナ危機発生で世界的に一次産品価格が高騰したためである。価格高騰は光熱動力費、農薬費、被覆資材等生産資材全般へ波及したが、日本では円安進行の影響も加わった。

とくに、影響が大きかったのが畜産である。第1図にみるように、畜産物の価格自体は20年から24年にかけて20年比でプラス圏を維持していたものの、それ以上に先と同様の理由で飼料価格が大きく上昇した。飼料費が畜産経営費に占めるウエイトは耕種の肥料を大きく上回る。そのため、22年から23年を中心に畜産経営に深刻な影響をもたらした。

このように20年から24年にかけて日本農業はコロナ禍による需要減退と、資材価格高騰による生産コスト上昇に見舞われた。

(2) 農業経営体は大幅減

上記のように、20年から24年の日

本農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況だった。その一方、従来の日本農業自体が抱えていた高齢化、後継者不足などの課題も継続しており、それらが25年センサスの結果にも表れている。

まず、農業経営体の動きをみていく。25年の農業経営体数は82.8万と、20年の107.6万から24.7万の減少となった（第1表）。これは15年から20年にかけての30.2万に比べ5.4万縮小している。しかし、増減率はマイナス21.9%からマイナス23.0%と拡大している。内訳をみると、個人経営体（個人〔世帯〕で事業を行う経営体）が24.8万、率にして23.9%の大幅減となる一方、法人等の団体経営体は1.1千、率にして2.9%と小幅に増加した。団体経営体の内訳をみると、株式会社等の会社が2.9千増加する一方で、農事組合法人は微減、任意組織は1.3千の減少となった（第2図）。このように個人や任意組織の経営体の減少と、会社形態の経営体の増加が続いている。

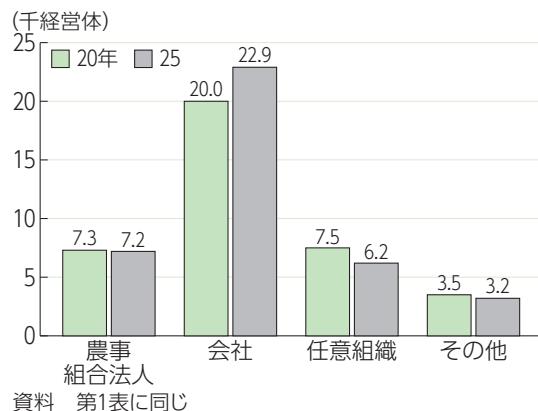
次に、地域別に農業経営体数の変化をみたものが第2表である。全ての地域で農業経営体は減少している。北海道・沖縄のみ減少率が2割を下回るが、それ以外の地域

第1表 農業経営体数の推移

	20年	25	増減数		増減率	
			20-15	25-20	20/15	25/20
農業経営体計	1,076	828	△302	△247	△21.9	△23.0
個人経営体	1,037	789	△303	△248	△22.6	△23.9
団体経営体	38.4	39.5	1.1	1.1	2.8	2.9
うち法人	30.7	33.1	3.6	2.4	13.0	7.9

資料 農林水産省「農林業センサス」

第2図 団体経営体の内訳推移



資料 第1表に同じ

第2表 地域別農業経営体数の推移

	20年	25	増減数		増減率	
			20-15	25-20	20/15	25/20
全国	1,076	828	△302	△247	△21.9	△23.0
北海道 都府県	35 1,041	29 799	△6 △296	△6 △241	△14.2 △22.1	△16.9 △23.2
東北	194	149	△54	△45	△21.6	△23.4
北陸	76	56	△27	△20	△26.3	△26.6
関東・東山	236	181	△63	△55	△21.0	△23.3
東海	93	68	△33	△25	△26.0	△27.0
近畿	104	82	△26	△22	△20.2	△21.1
中国	97	72	△30	△24	△23.6	△25.1
四国	65	51	△17	△15	△20.4	△22.3
九州	165	131	△43	△33	△20.7	△20.1
沖縄	11.3	9.5	△4	△2	△24.7	△16.2

資料 第1表に同じ

は減少率が2割を超える、減少率が最も大きい地域は、東海で27.0%、次いで北陸地域で26.6%、中国25.1%が続く。

(3) 販売金額別は小規模層が大きく減少

販売金額別に農業経営体の増減をみたものが第3表である。

減少率をみると「販売なし」「50万円未満」の階層が大きく、この2つの階層の減少率はいずれも30%を超えており。減少数をみてもこの2つの階層で合計13万に上る。

これは減少経営体全体の5割以上を占める。一方、3,000万円以上の階層は全て増加し、5,000万円以上の階層の増加率は1割を超えており。ただし、実数をみると、3,000万円以上の経営体の増加数は15年から20年にかけての5.8千からほぼ半減し3.1千にとどまっている。

このように販売金額が小規模な階層の減少が継続しているが、これは稻作等の小規模経営体が高齢化等で離農していることを反映しているとみられる。

一方、大規模層では増加のピッチが緩慢になっているが、これは次にみるように外部環境の悪化による影響があるとみられる。

(4) 外部環境が品目別の動きに大きく影響

第4表は農産物販売金額1位の部門別経営体数の推移をしたものである。品目別の経営体数の動きには外部環境の影響がより色濃くみられる。

まず、ほとんどの品目で農業経営体は減

第3表 販売金額別農業経営体数の推移

	20年	25	増減数		増減率	
			20-15	25-20	20/15	25/20
計	1,076	828	△302	△247	△21.9	△23.0
販売なし	97	55	△35	△42	△26.2	△43.2
50万円未満	287	199	△183	△88	△39.0	△30.5
50~100	176	133	△36	△42	△16.8	△24.2
100~300	213	168	△42	△45	△16.6	△21.0
300~500	83	69	△2	△14	△2.1	△17.1
500~1,000	92	78	△6	△14	△5.8	△15.1
1,000~3,000	86	81	△4	△5	△4.5	△6.2
3,000~5,000	20	21	1.8	0.6	9.7	2.8
5,000万~1億	13	15	2.7	1.5	25.5	11.2
1億円以上	8	9	1.3	1.1	20.0	14.0

資料 第1表に同じ

第4表 販売金額一位経営体数の推移

(単位 千経営体、%)

	20年	25	増減数		増減率	
			20-15	25-20	20/15	25/20
農産物販売経営体	978	773	△267	△205	△21.4	△21.0
耕種合計	930	738	△256	△192	△21.6	△20.6
稻作	543	420	△172.0	△122.6	△24.1	△22.6
麦類作	5	4	△0.5	△0.7	△8.9	△14.2
雑穀・いも類・豆類	25	21	△4.9	△4.2	△16.3	△16.7
工芸農作物	25	17	△10.5	△8.4	△29.5	△33.4
露地野菜	104	80	△27.1	△23.9	△20.7	△23.0
施設野菜	61	52	△10.1	△9.0	△14.2	△14.8
果樹類	129	111	△24.3	△17.8	△15.9	△13.8
花き・花木	25	20	△7.6	△5.5	△23.1	△21.9
その他の作物	13	13	0.7	0.4	6.3	3.3
畜産計	49	35	△10.7	△13.5	△18.1	△27.8
酪農	13	9	△3.3	△3.4	△20.4	△26.7
肉用牛	28	20	△6.0	△8.5	△17.6	△30.3
養豚	3	2	△0.7	△0.7	△22.1	△25.8
養鶏	3	3	△0.7	△0.5	△17.1	△14.4
養蚕・その他	2	1	△0.0	△0.4	△1.3	△24.4

資料 第1表に同じ

少している。耕種・畜産別にみると、耕種は20年から25年にかけて19.2万、20.6%減少した。減少数は減少経営体全体の9割以上を占める。内訳をみると、稻作経営体が12.3万と減少数全体の6割以上を占め、減少率も22.6%と2割を上回る。次いで露地野菜の減少経営体数が2.39万、果樹が1.78万で続く。また、お茶などの工芸農作物の減少率が33.4%、花き・花木が21.9%と平均を上回っている。これは、この間にコロナ禍の自粛等による急激な需要縮小があったことも影響しているとみられる。

次に、畜産経営体をみると、20年から25年にかけて全体で1.3万、27.8%減少したがこれは15年から20年にかけての1.07万、18.1%をいずれも上回る。内訳をみると肉用牛の減少率が30.3%と3割を超える、酪農の減少率も26.7%と高く、いずれも15年から20年の減少率を上回る。肉用牛に関して

は繁殖経営中心に高齢化・後継者不足の影響もあるとみられるが、20年センサスで既に畜産全体に大規模層への生産集中がみられおり、経営体の減少加速はコロナ禍による需要減少、世界的な資材価格高騰の影響も大きかったと考えられる。

ここで第5表は、日本政策金融公庫が実施した「農業景況調査」(同公庫が融資先の担い手農業者を対象に実施)から品目別収支DIをしたもの

である。同表にみられるように、この間ほとんどの品目でDI値はマイナスである。「農業全体」以外の15品目でこの5年間で

第5表 収支DIの推移

	20年	21	22	23	24
農業全体	△27.6	△35.1	△43.1	△32.1	7.5
稻作(北海道)	△1.8	△57.6	△50.3	△51.0	66.7
稻作(都府県)	△38.5	△60.5	△43.5	△29.1	50.1
畑作	△37.4	△3.0	△36.5	△54.3	△34.0
露地野菜	△36.9	△27.3	△19.8	△24.9	0.2
施設野菜	△29.2	△39.3	△34.6	△17.4	△3.4
茶	△76.3	△5.4	△22.1	△40.7	△2.9
果樹	△25.3	4.9	△13.2	△13.8	△9.1
施設花き	△38.2	7.3	△11.2	△25.2	△41.4
きのこ	4.4	△46.3	△57.3	△3.8	3.2
酪農(北海道)	△24.3	△45.9	△86.3	△58.6	△33.8
酪農(都府県)	△14.5	△45.9	△86.7	△45.2	△32.4
肉用牛	△48.4	△12.3	△64.4	△55.7	△40.7
養豚	47.0	△43.1	△66.0	△30.7	14.7
採卵鶏	△40.6	14.7	△68.3	58.5	△46.3
ブロイラー	8.9	△5.2	△44.2	△22.4	△30.1

資料 日本政策金融公庫「農業景況調査」

(注) 収支は収支実績が「良くなった」とする構成比(%)から「悪くなつた」とする構成比(%)を差し引いたもの。

プラスだった回数は12（きのこ2、養豚2、採卵鶏2、露地野菜1、果樹1、施設花き1、ブロイラー1、稻作（北海道）1、稻作（都府県）1）にとどまる。とくに、コロナ禍による需要減少に資材価格上昇の影響が重なった22年は15品目全て二ケタを超えるマイナスである。とくに酪農ではマイナス80を超え、9割近い。また、25年センサスで減少率が大きかった酪農、肉用牛の5年間の動きをみると、全て二ケタのマイナスで、この間の業況がいかに厳しかったかがわかる。25年センサスからは長期的な構造変化に加えて、外部要因による経営環境悪化の影響も大きかったことが品目別経営体数の変化から読み取れる。

(5) 基幹的農業従事者は高齢層大幅減

次に、農業労働力の動向を、基幹的農業従事者（15歳以上の世帯員のうち、普段の仕事として主に自営農業に従事している人）からみることとした。第6表にみられるように25年の個人経営体の基幹的農業

従事者は102.1万人と20年に比べ34.2万人減少した。減少数こそ15年から20年にかけての39.4万人を5.2万人下回ったものの、減少率は22.4%から25.1%へ拡大した。

地域別にみると、北海道のみ減少率が19.0%と2割を下回ったものの、減少率は20年の17.2%を上回った。ほかの地域は全て2割を超えており、とくに中国と北陸は、それぞれ31.1%、30.7%と3割を超える大幅減少になった。一方、全体の平均年齢をみると67.6歳と20年センサスの67.8歳から0.2歳低下している。地域別にみると、北海道のみ58.8歳と50代で、それ以外は60代以上、とくに中国は71.5歳と70歳を上回る。

基幹的農業従事者の大幅な減少の背景を年齢階層別変化から考えてみたい。第7表の年齢階層別推移をみると、25年は20年では増加していた85歳以上層も含め全ての階層で減少している。また、65歳以上と65歳未満に分けてみると、65歳以上の減少数は20年の19.1万人から25年は23.9万人に増加

し、65歳未満の減少数を13.6万人も上回っている。このことから先述の平均年齢低下は65歳以上の減少人数拡大によることが読み取れる。

この65歳以上の高齢者数の減少は、2つの世代リタイアの影響とみられる。まず、戦後

第6表 地域別基幹的農業従事者(個人経営体)の推移

(単位 千人、%、歳)

	20年	25	増減数		増減率		平均年齢	
			20-15	25-20	20/15	25/20	20	25
全国	1,363	1,021	△394	△342	△22.4	△25.1	67.8	67.6
北海道	71	57	△15	△13	△17.2	△19.0	58.5	58.8
都府県	1,292	964	△379	△328	△22.7	△25.4	68.3	68.1
東北	250	187	△66	△63	△20.9	△25.1	67.7	68.1
北陸	76	53	△28	△23	△26.8	△30.7	69.7	69.4
関東・東山	317	242	△96	△75	△23.3	△23.6	67.9	67.8
東海	119	84	△46	△34	△27.9	△28.9	69.0	68.4
近畿	106	84	△17	△22	△13.9	△20.4	69.2	68.9
中国	102	70	△36	△32	△25.8	△31.1	71.7	71.5
四国	85	62	△20	△23	△18.9	△26.9	68.8	68.8
九州	225	171	△66	△54	△22.8	△23.9	66.4	66.3
沖縄	13.3	9.8	△5	△3	△26.2	△26.0	65.9	66.3

資料 第1表に同じ

**第7表 年齢階層別基幹的農業従事者数
(個人経営体)の推移**

(単位 千人)

	15年	20	25	増減数	
				20-15	25-20
15~19	1	1	1	△0.1	△0.1
20~24	7	5	4	△1.9	△0.9
25~29	17	11	8	△5.9	△2.5
30~34	26	20	14	△5.8	△6.0
35~39	34	30	25	△3.5	△5.3
40~44	41	38	35	△3.1	△2.5
45~49	50	43	42	△6.3	△1.4
50~54	76	50	46	△26	△3.9
55~59	125	77	52	△48	△24
60~64	242	140	84	△102	△56
65~69	306	253	147	△53	△106
70~74	285	264	214	△21	△50
75~79	275	196	185	△78	△11
80~84	188	144	99	△44	△46
85歳以上	87	91	65	4.4	△26
合計	1,757	1,363	1,021	△394	△342
65歳未満	617	414	312	△202	△103
65歳以上	1,140	949	710	△191	△239

資料 第1表に同じ

(注) 表中 薄緑は団塊ジュニア含む階層、緑は団塊含む階層、濃緑は昭和一ヶタ含む階層。

の日本農業最大の担い手だった昭和一ヶタ世代がこの間に全て90歳以上となつたことである。これが先に指摘した85歳以上層が減少に転じた主な要因とみられる。また、団塊世代(47~49年生まれ)を含む階層も75歳以上の後期高齢者へ移行した。15年時点では団塊世代が含まれていた65~69歳層は30.6万人もいたが25年には14.7万人へと半減している。ここで問題となるのは、日本の人口構成上は団塊世代の次の山となる団塊ジュニア世代(71~74年生まれ、25年時点では50~54歳層)の山が基幹的農業従事者ではみられないことである。

このように25年センサスでの基

幹的農業従事者の減少は高齢層農業者のリタイアが大きく影響した。団塊世代のリタイアはさらに加速するとみられ、次世代の育成が喫緊の課題になっている。

(6) 経営耕地の減少が続く

上記のように農業経営体は大幅に減少したが、その経営耕地がどのように変化したかを次にみていきたい。第8表は20年から25年にかけての経営耕地の動きをみたものである。

20年から25年にかけて経営耕地は全国で18.5万ha、率にして5.7%減少した。これを北海道・都府県別にみると北海道は5.0万ha、4.9%の減少、都府県は13.5万ha、6.1%の減少となった。都府県の減少面積がより大きく、北海道の経営耕地シェアは32.1%

第8表 経営耕地の推移

(単位 千ha、%)

	20年	25	増減数		増減率	
			20-15	25-20	20/15	25/20
全国	経営耕地面積	3,233	3,047	△219	△185	△6.3 △5.7
	所有耕地	1,976	1,698	△312	△278	△13.6 △14.1
	借入耕地	1,257	1,349	93	92	8.0 7.3
北海道	対総面積	38.9	44.3	5.2	5.4	15.3 13.9
	経営耕地面積	1,028	978	△22	△50	△2.1 △4.9
	所有耕地	771	724	△41	△47	△5.0 6.1
都府県	借入耕地	257	254	19	△4	7.8 △1.4
	対総面積	25.0	25.9	2.3	0.9	10.1 3.7
	経営耕地面積	2,204	2,069	△197	△135	△8.2 △6.1
1経営体当たり(ha)	所有耕地	1,204	974	△271	△231	△18.4 △19.2
	借入耕地	1,000	1,096	74	96	8.0 9.6
	対総面積	45.4	53.0	6.8	7.6	17.7 16.7
a-b	(a)	30.2	34.5	3.7	4.3	13.9 14.3
	(b)	2.2	2.6	0.3	0.5	18.4 22.2
	a-b	28.1	31.9	3.4	3.8	△4.5 △7.9
北海道面積シェア		31.8	32.1	1.4	0.3	4.5 0.9

資料 第1表に同じ

へ上昇し、土地利用型農業のさらなる北海道集中が進んだ。ただし、北海道の減少面積が20年センサスの2.2万haから25年センサスで5.0万haへと2倍以上増加していることは、先の経営環境悪化の影響も含め注視しておく必要があろう。また、第8表からは農地貸借が都府県でさらに進んだこともうかがえる。20年から25年にかけて都府県の借入面積は9.6万ha増加し、借入割合も53.0%と7.6ポイント拡大し5割を上回った。一方、北海道では借入耕地は4千ha減少したが、所有耕地がそれ以上に減少したため借入割合は0.9ポイント上昇した。

一方、1経営体当たりの面積は全国平均で20年の3.1haから25年は3.7haへと増加した。ただし、北海道、都府県別にみると、北海道では34.5ha、都府県で2.6haと格差は大きくかつその差も拡大している。この規模拡大は一定規模層以上で進んでいる。第9表は、北海道、都府県別に経営規模別の耕地面積割合をみたものである。北海道の100ha未満の階層は20年同様に全てシェアを落とし、100ha以上層の経営耕地面積シェアは31.9%となった。都府県ではシェアが大きくなる階層が20年センサスの5ha以

上から25年センサスでは10ha以上へと移行し、10ha以上の経営耕地面積シェアも45.9%へと20年の36.5%から大きく上昇した。

このように大規模層の規模拡大が続いているものの、それは経営縮小・離農等で放出された耕地の一部にとどまっていることも指摘しておきたい。20年から25年にかけて経営耕地は18.5万ha縮小しているが、これは離農等で放出された耕地27.8万haのうち9.2万haしか借り入れされていないためである。

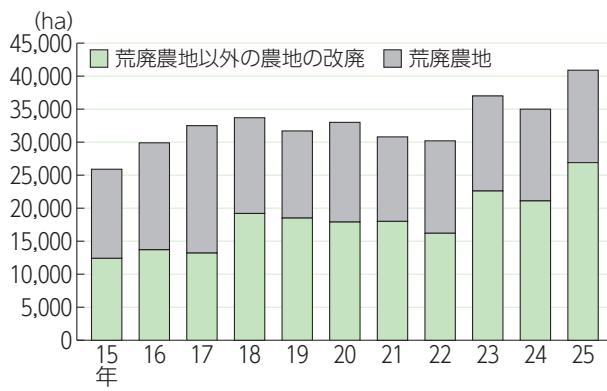
この大規模層の規模拡大と全体としての経営耕地減少が並行して進んだ背景について、一つは農地集積が難しい条件不利地域を中心に、経営体に集積されない農地の増加が考えられる。これは内田（2022）で指摘した土地持ち非農家や不在村農地所有者の増加が影響しているとみられる。例えばセンサスの経営耕地面積18.5万ha減少に対し、属地調査である「耕地及び作付面積統計」の減少面積は13.3万haにとどまっている。また、内田（2025）で指摘したように経済活動の活発化により、農外転用が増加している可能性もある。第3図のように25

第9表 経営耕地面積規模別面積割合(2025年)

		(単位 %、ポイント)									
		1ha 未満	1~5	5~10	10~ 30	30~ 50	50~ 100	100~ 150	150ha 以上	10ha 以上	100ha 以上
全国		7.2	21.0	9.6	19.6	12.5	14.4	5.0	10.7	62.2	15.7
北海道		0.1	1.1	2.2	16.8	20.2	27.7	10.1	21.7	96.6	31.9
都府県		10.5	30.4	13.2	20.9	8.9	8.1	2.6	5.4	45.9	8.0
対20年 比増減	全国	△2.2	△4.1	△0.5	0.5	0.7	1.0	0.8	3.8	6.9	4.6
	北海道	△0.0	△0.2	△0.7	△3.5	△1.4	△1.1	0.7	6.2	0.9	6.9
	都府県	△3.2	△5.9	△0.4	2.4	1.7	1.9	0.8	2.6	9.5	3.4

資料 第1表に同じ

第3図 耕地の改廃面積の内訳



資料 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

年の耕地のかい廃面積は15年以降ではじめて4万haを超えていいるが、そのうち農外転用が含まれる「荒廃農地以外のかい廃面積」が3分の2を占める。

(7) 稲作経営体は大規模化も集積は足踏み

「令和の米騒動」では日本の米生産に対する一般社会の関心が急速に高まった。ここでは水稻の作付面積規模別経営体数・作付面積の変化をみるとこととした（第10表）。同表にみられるように20年から25年にかけて15ha以上層のみ作付面積が増加し、それ以下は減少している。15年から20

年にかけては5ha以上層から作付面積が増加しており、境界面積が一気に10haも大規模層へシフトしたことになる。ただし、15ha以上層の作付増加面積が、15ha未満の作付減少面積をどれだけカバーしたかをみると、20年の80%が25年には50%に低下した。つまり、受け皿への集積は停滞しているのである。背景としては、前記のように、条件不利地域を中心に採算のとれない耕地が増加している可能性や、20年から23年にかけての稻作収支の悪化による規模拡大意欲の減退も考えられる。

2 農業経営の高度化・多角化 取組も進む

これまでみたように農業経営体の減少が続く一方で、1経営体当たり経営耕地面積は増加し、法人等団体経営体が経営体全体に占める割合も高まり、より専業的な傾向が強まっている。それにより、必然的に農業経営の高度化・多角化が必要となっている。センサスにおいても農業経営の高度化・多角化の観点からの質問がいくつかも

第10表 販売目的の水稻作付面積規模別経営体数及び面積

(単位 千経営体、千ha、%)

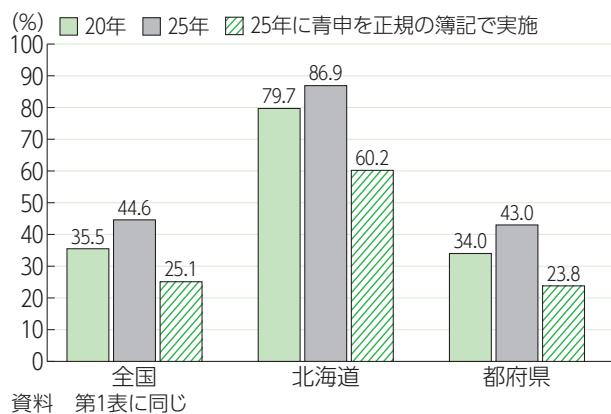
		計	0.5ha未満	0.5~1.0	1.0~2.0	2.0~3.0	3.0~5.0	5.0~10.0	10.0~15.0	15.0ha以上A	15ha未満計B	カバー率(A/B)
25年センサス実数	経営体数	533	172	144	100	37	31	26	9	14	519	-
	作付面積	1,209	52	98	136	88	116	174	113	431	778	-
増減数 25-20	経営体数	△181	△80	△54	△32	△9	△5	△2	△0	2	△182	0.9
	作付面積	△77	△23	△37	△42	△21	△19	△16	△0	82	△158	51.5
増減数 20-15	経営体数	△239	△129	△82	△28	△4	△2	2	1	3	△242	1.4
	作付面積	△26	△37	△58	△42	△13	△9	10	16	108	△134	80.4

資料 第1表に同じ

うけられており、以下、それをみていくこととする。

まず、会計面から青色申告の実施状況の結果をみたものが第4図である。同図にみられるように、農業経営体のなかで、青色申告を実施している割合は、20年の35.5%から25年には44.6%へと9.1ポイント上昇している。北海道と都府県を比較すると、経営規模の格差等を反映して、北海道の実施状況は86.9%と9割近く、20年からも7.2ポイント上昇している。青色申告の実施状況の内訳をみても、正規の簿記を実施している割合が北海道では60.2%と都府県の23.8%を大きく上回る。

第4図 農業経営における青色申告の実施状況



次に、農業経営へのデータ活用についてである。農業経営にデータを活用している経営体の割合は全国で40.0%となった（第11表）。個人・団体別にみると個人が38.8%、団体63.0%と、団体が大きく上回っている。

データ活用の内容で最も回答割合が高かったのは「気象・市況等のデータをみて農業をしている」で36.1%、以下「農作業履歴等のデータをパソコン等で記録」12.0%、「データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用」4.1%、「機器やセンサーを用いて生育状況等の計測・取得して分析」2.9%と続く。

個人・団体別にみると、各項目ともに団体の回答割合が個人を大きく上回る。ただし、個人経営体のデータ利用は、設問の形式が異なるため参考値ではあるが20年の15.9%から38.8%と2倍以上へと高まっている。この背景としては、近年のICTの技術進歩等によりデータ利用が経営規模を問わず農業者に身近になっていること、農協の生産部会など組織利用が進められていること、さらに、気象データ利用にみられるように気候変動への対応が喫緊の課題にな

第11表 経営体のデータ活用状況(複数回答)

(単位 %)

	データを活用した農業を行っている	気象・市況等のデータをみて農業をしている	農作業履歴等のデータをパソコン等で記録している	データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用している	機器やセンサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析している	(参考) データを活用した農業を行っている(20年)
全国	40.0	36.1	12.0	4.1	2.9	17.0
個人経営体	38.8	35.4	10.8	3.6	2.4	15.9
団体経営体	63.0	51.7	36.0	12.8	13.7	45.6

資料 第1表に同じ

っていること等が考えられる。

最後に輸出についての回答をみると、過去1年間に「農産物を輸出している」経営体は8,388、「農業生産関連事業で生産した農産物加工品等を輸出している」経営体は966にとどまっている。「農産物を輸出している」経営体のうち約半分の4,244が「販売金額も数量も把握していない」とする一方で「販売金額に占める輸出金額の割合が8割以上」の経営体も643あるなど、取組にも濃淡がみられている。

おわりに

本稿では、25年センサス概数値を用いて、日本の農業構造の20年から25年にかけての変化とその要因について検討した。概数値であることに留意する必要があるが、20年から25年にかけて日本農業が長年抱える高齢化、後継者不足、農地減少などの長期的な構造問題が深刻化しているとともに

に、コロナ禍や地政学リスク等による経営環境の悪化も農業構造に影響していることが示唆された。

足元ではインバウンド需要の拡大や25年の米価高騰により、農業環境は一時的に回復したともみられる。一方で、資材価格の高止まりは農業経営を継続的に圧迫しており、さらに地政学リスクや気候変動等の不確実性も高まっている。今回みたような農業経営の高度化・多角化のための取組をリスク低減のためにも進めていくとともに、食料安全保障の観点からの政策的な支援も強化していく必要があるとみられる。

<参考文献>

- ・内田多喜生（2021）「2020年農林業センサスにみる農業構造・農業集落の変化」『農林金融』2月号
- ・内田多喜生（2022）「耕地の所有・利用関係の変化と課題」『農林金融』4月号
- ・内田多喜生（2025）「国土利用の長期推移と農業」『農中総研 調査と情報』1月号

（うちだ たきお）

談
話



室

今回の国際協同組合年を振り返って

ここ東京では晴天の下2026年の元旦を迎えた。と同時に2025年のIYC (International Year of Cooperatives)国際協同組合年が幕を閉じることになる。IYC実行委員会に外部委員として参加した立場から、今回の国際協同組合年を振り返ってみたいと思う。

国連の定めた〇〇年とは、世界に共通する重要テーマについて各国や世界全体が一年を通じて対策を取るよう呼びかけるもので、協同組合に関しては2012年に続き2回目となった。2023年の国連総会で「協同組合を振興促進し、持続可能な開発目標(SDGs)の実施と社会・経済開発全体に対する協同組合の貢献に対する認知を高める方法として、『国際協同組合年』を活用することを促す。」として2025年を国際協同組合年と定めた。国連としては、SDGsの推進が国際的かつ加盟各国内での経済・社会の分断や隔離によってままならない中、協同組合の人間らしい雇用の創出、貧困と飢餓の解消、教育、社会的保護、金融包摂、包摂的な社会の構築などに対する貢献に大いに期待しての決定だったと思う。

こうした事情は共通しているし、日本ではさらに深刻な面がある。日本経済はデフレからは脱却したかもしれないがインフレの亢進は社会的弱者の生活を直撃している。近年貧富の格差はますます拡大し貧困の連鎖は機会の平等をも損ない、特に子供や若者の未来への希望を打ち砕いてしまっている。各国の調査を見ても若者の未来に対する悲観がここまで深刻なのは日本だけではないか。その要因として家族や地域社会の繋がりの希薄化によるセーフティーネット崩壊が影響している中で、こうした状況を反転させ社会的絆を再構築しSDGsを推進するには協同組合の力に頼らざるを得ない。これが日本社会の現状である。

このような期待に日本の協同組合は応えられるだろうか？この一年国際協同組合年を記念して行われたIYC連続シンポジウムにおける議論などを通じて日本の協同組合の現状、可能性について多くの学びがあった。現状においても農

林水産業をはじめとする地域産業の維持や生活物資の宅配による消費生活の安定といった基本業務に加え、災害時の地域支援や子ども食堂の運営協力など地域社会の維持に協同組合が果たしている役割には素晴らしいものがある。しかし関係者がそのことに十分な自覚がなかったり、協同組合間の連携にもう一工夫あればさらに評価されるのにと思わせるものが多かったのも事実である。また人口減少社会を迎えている中地域の支え手としての協同組合の役割への期待がますます高まっていることをしっかりと受け止めなくてはならない。一方、協同組合を支える制度的、行政的基盤は整っているかについても議論があった。かつて協同組合振興研究議員連盟の会合に出席した際、行政サイドから協同組合全体を所管する省庁はありませんとの答弁を聞き唖然としたが、確かに日本では協同組合毎の縦割りの所管はあっても協同組合全体を横割りで支える役所が無いのである。この点は協同組合振興で国際協調を進める際の大きな弱点である。さらに協同組合の法制面でも様々な課題がある。協同組合の価値を社会全体に及ぼし地域共生社会の支え手として正面から位置付ける「協同組合基本法」の制定がまず望まれるところである。今回の国際協同組合年においては5月に「協同組合の振興を図る決議」が13年越しに実現し国会で採択された。画期的なことと評価したい。このモーメンタムを途切れさせずに基本法についてもさらに議論を深めてもらいたい。

昨年の年末に嬉しいニュースが飛び込んできた。国連総会で国際協同組合年を10年毎に設定するとの決定がなされたというのである。2035年が次回の国際協同組合年となる。世界で協同組合への期待がいかに大きいかということである。日本でもそれまでの10年で何をどうするかが協同組合全体にとっての宿題になった訳である。何も肩肘を張る必要は無いと思う。まずは協同組合が連携しながら社会を支えているということを実感してもらえるような地道な活動(例えば子どもや若者の未来を少しでも明るくする活動などへの支援)を始めてはどうだろうか?協同組合の未来に向けて夢の第一歩を踏み出そうではないか。

(一般社団法人 日本農福連携協会 会長理事 皆川芳嗣・みながわ よしつぐ)



① 門井慶喜 著

『札幌誕生』

② 仲地宗俊 著

『現代 沖縄農業論 :持続可能な農業の構築に向けて』

日本の南北の端、北海道と沖縄。明治以降の歴史と切っても切れない両地の農業を、昨年刊行された小説と学術書から読み解きたい。

① 『札幌誕生』

本書は、札幌にまつわる5人の人生を描いた小説だ。農業関連の学術書というわけではないが、明治維新以降の開拓時代の農業に関する話が多いので、あえて本欄で取り上げたい。

北海道の発展には、後の屯田兵の貢献も大きいが、まずもって、開拓の中心となる札幌という街を建設しなければならない。わずかな営みしかなかったところに、道、橋、を作っていく。このさまが第一話で描かれる。「北海道開拓の父」とされる開拓判官の島義勇の取組だ。

市内を流れる「創成川」は、出張のたびに目にしていたはずだが、本書を読んだ後の見え方はまったく違った。そもそも名前から何かを連想すべきだったのだが、ピンときていなかつた。この川は、開拓初期から中核的に大事な場所であったわけだ。後に、市のさらなる発展のため、石狩川治水事務所長の岡崎文吉（第五話の主人公）によって手を加えられた。したがって、今私が見ているものは義勇らが「大友堀」と呼んでいたものとはやや違う。そうした変遷を知れば、川自体が「北海道開拓の経緯を

理解しろ」と迫ってくるように思えてくる。この「人為によって拓かれた」という実感は、私の北海道観を大きく変えるものであった。

新幹線で青森側から青函トンネルを抜けると、車掌が「ようこそ北の大地へ」と挨拶してくれる。これは、雄大な自然を楽しもうと北上してきた人間へ自然界が発するメッセージを人間が代弁しているのだ、と聞いたときは思っていた。ただ、この本を読んで開拓について少しばかり触れた後は、そこで頑張っている北海道民が本土の者に向かって、「俺たちの切り拓いた土地へようこそ」と言いたいのでは、と思えるようになった。手つかずの自然が残る地域でありつつ、概念としては人為的な空間、という特殊な地域なのかもしれない。もっとも、アイヌの方々にとっては、明治以前の営みを無視した本土側の勝手な解釈なのだろうが。

有島武郎の第四話も面白い。実はこの第四話は飛ばして読んでいた。島義勇の第一話と内村鑑三の第二話が、農業関係の内容が充実していて気に入ってしまい、作家の物語に触れることでこの充実感が薄まるのを避けたかったからだ。しかし、やはり全部読まないとな、と思い返して再びページをめくれば、そこには驚くべき結末が待っていた。最後は、有島はニセコ町に所有する農地を小作人に解放して農業の組合を作るという話になっていた。「有限責任狩太共生農団信用利用組合」のことで、今日の農協に連なる産業組合とは系譜を異にするものの、農協グループの一員として親近感を覚えずにはいられなかつた。

② 『現代 沖縄農業論』

沖縄の農業が本土と異なるのは、気候や離島の多さ、基地の負担ゆえの「特殊性」だけではない。表層の下にある歴史的な「深層」にこそ、その本質がある。それは前

述の北海道を巡る状況とどこか似ている。それに気づかされる本だ。

すなわち、明治維新の際に、本土とやや違う農政が温存されたこと。また、第二次大戦後に、米軍統治という歴史の断絶ゆえに農地解放が実施されなかったこと。日本農政の大きな転換点のこの二つの時期に、沖縄は独自の経緯を背負う。このため、農業そのものの捉え方が本土と少し異なるのではないかと推測される。今や、制度的には（振興計画の存在などを除き）本土との差異はなくなっているわけだが、農業に対する意識や捉え方には、なお本土と異なる部分が残っているのではないか。——本書はそう示唆する。

さも分かったように書いているが、沖縄で農業と言えばサトウキビしかイメージしていなかった自分は、本書を手に取って初めて、沖縄では戦後の農地解放がなかったということに気づかされた。知識というより意識が足りなかった、実は何も見えていなかったのだと痛感させられた。この視点の欠落を埋めてくれた著者に敬意を表しつつ、今後はさらに理解を深めていきたい。

読んで感じたのは違いただけではない。本土との共通点を見いだすことも楽しい作業だった。例えば、沖縄本島の都市近郊で園芸中心の農業が広がってきたさまが確認できるが、これは本土で見られるのと同様だ。これらは本土とか沖縄とかという地域を問わず展開する経済学的事象と言える一方、上述のごとく、農業には土地の経緯を引きずっていく社会学的事象としての側面もある。この二つが沖縄研究を通じて重なり合うさまは、近代的な農業は非自発的で急激な制度変更にどう対応していくのかという点で、旧東ドイツ地域の農業が東西統合後に辿った展開、あるいはまだ紛争の出口の見えぬウクライナで、農業が停戦後に見せるであろう展開などにも通じるものがあるかもしれない期待させる。

真北と真南を貫くもの

さて、この2冊の書評を同時に書いたのは、共通点があると思ったからだ。明治維新がさまざまな経緯の起点となっていること、南北の端で本土と異なる気象ゆえに観光地として共に栄えていること。

そして、国防の観点が色濃く漂う土地で行われている農業だという点。今日でこそ食料生産基地である北海道への明治政府の関心は対ロシアの国防に始まっており、農業開拓と国防が融合した屯田兵が全道でプレゼンスを示す必要があった。そのためには南端に函館があるだけでは不十分。内陸の札幌がその運動の起点として建設されたのだった。また、沖縄においては、離島農業が、暗黙のうちに国境離島における実効支配の証しとして位置づけられている。採算性だけでは語れないものを農業が負わされているとも言える。また、不幸なことに、本島では基地の存在が農業の負担ともなっている。南北の地理的な隔たりを超えて、両地には通底する歴史的宿命がある、と言うとやや飛躍し過ぎであろうか。

あることを知ることで、見慣れた景色がまったく違って見えることがある。今回の2冊は、その感覚を強く呼び起こしてくれた。これだから読書はやめられない。

——「札幌誕生」河出書房新社 2025年4月
定価2,250円（税別）560頁——

——「現代 沖縄農業論：持続可能な農業の構築に向けて」筑波書房 2025年2月
定価3,800円（税別）330頁——

（常務取締役 小畠秀樹・おばた ひでき）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計 2025

A4判 182頁
額 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11
E-mail toukei-jouhou@nochuri.co.jp
發 行…農林中央金庫
〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

〈発行〉 2026年1月

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

<寄贈先：国立国会図書館ホームページ>

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: <https://kn.ndl.go.jp/>]

※



国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
(WARP)
[URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/>]



「農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデータ一覧（[https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=\(repository_id:R200200057\)&lang=ja_JP](https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP)）

閲覧いただぐくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものとなります。

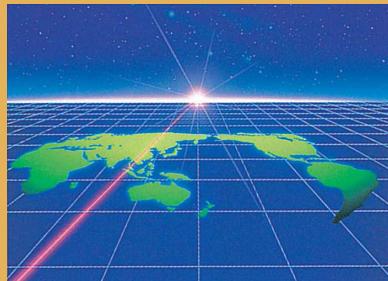
※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。
→「（詳細情報を見る）」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

2025年6月号をもって巻末統計を廃止しました。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2026年2月号第79巻第2号(通巻960号)2月1日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700 FAX 03-3351-1159
URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫／〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

印刷所

ナガイビジネスソリューションズ株式会社

農中総研のホームページ・YouTube公式チャンネルのご案内

『農林金融』などの農林中金総合研究所論文、『農林漁業金融統計』の最新統計データや
「農中総研Webセミナー」などの当社動画がいつでもご覧になれます。

<ホームページ>



<YouTube>



よろしければチャンネル登録よろしくお願ひします